

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会 (第24回) 会議録

会 議 年 月 日	平成24年12月14日(金)		
開 会	午後1時00分	閉 会	午後6時05分
場 所	5階 議場		
出 席 委 員 (9名)	委員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 出 席	石田憲太郎、太田縁、椋田昇一、寺坂寛夫、砂田典男、山田延孝、 中村晴通、谷口秀夫、入江順子		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 竹内 一敏 庁 舎 整 備 局 主 任 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	14名(別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	朝日新聞、毎日新聞、日本海新聞、時事通信社、読売新聞、中国新聞、 共同通信、山陰中央テレビ、日本海テレビ、 日本海ケーブルネットワーク、山陰放送		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後1時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 それではただいまより鳥取市庁舎耐震改修に関する調査特別委員会を開催いたします。本日は前回の特別委員会に引き続きまして特別委員会報告について議題といたしたいと思います。皆さまの御意見をよろしくお願いをいたします。それでは前回までの確認をさせていただきたいというふうに思います。皆さまがたのお手元に配布いたしております資料1～4まで済みということに記載をさせていただいております。それで、先日の5の審議をいただきまして、その変更した条件1、2、3と記載してございますが、そのあとに続く文章として、前回御提案をさせていただいた案1という文章をもう少し簡潔にとりまとめたらという御意見がございまして、委員の皆さんからいただいた意見を基に字句を、整理をさせていただきました。その文言がお手元に配っております案3でございます。これをまずこの文面の流れでよろしいかどうか御意見をいただきたいと思いますというふうに思います。はい、それでは房安委員。

◆房安光 副委員長 調整会議の場では、これは記憶ですけれども与条件という言葉ではなくて計画条件、計画条件がはっきりしていないんで、それを整理、決定をしてくださいということがあって、計画条件を詰める中でこれが出てきましたので、私は文言としては計画条件という言葉の方が妥当であるというふうに考えております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。

◆房安光 副委員長 この案3です。あと案1。

◆橋尾泰博 委員長 案3のまたっていうところの中で新たな与条件としてという文言がありますが、今、房安委員の方からこの点について新たな計画条件としてということも検討していただきたいと思いますという意見を申し上げておったということでございます。この点についてと言いますか、その点も含めてこの案3についての御意見をいただきたいと思いますというふうに思います。委員の皆さんから御意見がないようでございますので、その文章を読みながら、お考えをいただきながらお聞きをさせていただきたいというふうに思いますが、先日鳥取市議会だより臨時号、これに日本設計にお願いをした検証結果をお知らせしますという臨時号を発行しております。その中で検証を依頼した内容として縷々書いてあるわけでございますが、その検証を依頼した内容の右の上の部分にアンダーラインの部分には検証において定義、追加したものということで、特別委員会のご承認をいただきこのような記載をさせていただいております。そういうようなことで、当初提案をさせていただいた文言にはまた新たな与条件としてという記載にさせていただいた経緯ということでございます。その点も含めまして、房安委員の御提案も含めまして御意見をいただきたいと思いますというふうに思います。

前回御提案したのが5行半ございまして、今回が2行半に簡潔にまとめたという御提案でございます。これは皆さんの前回の委員会においての御意見を踏まえての修正文章でございます。

◆桑田達也 委員 ちょっと委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。もうすでに協議が進んでおりますから、この時点でこういう発言をするのはどうなのかと私自身も思いますが、この5についての協議については、これは委員長案

から案1というものが出てきていると思うんですけど、間違いないでしょうか。と言いますのが、5工期、費用の算出をするため、2号案に近いかたちで変更した各条件について、各会派からすでに打ち合わせの際に事務局案と言いますか、それと叩き台とそれから委員長案というものが出ておって、それで、特別委員会で両方私たちは示されたわけです。そして、委員長案とそれから、これ、何案になるのかな、未定、未定稿と言えば未定稿になるんですけど、その案を示されて、そして、各会派に持ち帰って、それぞれまとめてこの特別委員会に、委員長宛に提出をしているわけですけども、その上で委員長のいわゆる個人的な見解というものがこの特別委員会に示されて、それぞれこの協議、この空欄、空欄ですね、協議1～4までである、そこに案がそれぞれ出てくるということについて、どのように考えればいいのかですね、ちょっと私、前回の特別委員会のあれだけ長い協議を見て、参加、出席をしておって、各会派からもうすでに出ているこの一定の見解をさらに委員長案が出てくることで何か非常に議論が混乱するようなことになってはいないかというふうに思うんですけども、ちょっと確認をさせていただきます。なぜ委員長案が改めてこの場に出てきているのか、いわゆる会派結として出ている、会派として出ている、さらに個人の見解として委員長の案が出ているということについてちょっと御説明いただけないでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 今、どうしても答えないといけないか。はい、桑田委員の御質問をいただきました。私は結から推薦をいただいて、この特別委員会に入らせていただいて、この特別委員会の御推薦をいただき委員長を務めさせていただいております。私は委員長として、公平、公正、中立というスタンスをまず持たせていただきたい、持っていかなければならない、この思いでございます。それで、以前の特別委員会において、皆さんから今日まで御審議をいただいた経過について報告書を取りまとめるにあたり、委員長、副委員長の方で素案を作っていたかという御提案をいただきまして、委員長として今日まで審議いたしてまいりました経過も含めて、わかりやすく報告書を作らねばという思いから素案を提出をさせていただきました。その中で各委員の皆さんからあまり細かく縷々記載をすれば報告書の焦点がぼやけるのでできるだけ短くしたらどうかという御意見もいただきました。

その中で、私も委員長を拝命をいたしてございまして、私が書いた素案のいい部分、悪い部分この御指摘をいただきたいということも各委員の皆さまがたにお願いを申し上げました。私の、そういう経過の中で前回案1ということで5行半の文章を御提案をさせていただきました。これも当初の文言からすれば簡潔にまとめて御提案をしたものでございます。それから、会派結ということで、私も会派結ということで統一の文章を出したらどうかという御意見だというふうに思いますが、会派結の皆さんの御意見は、当初私が書いた素案というのは非常に委員長の御苦労されている思いが入っておるということで、基本的には素案の中身すべて精査していただいたわけではございませんけれども諒とすると。ただ、前回その私の素案とそれから事務局の方で1つの叩き台というかたちで作っていただきました。これについても結の方で御審議をいただき、結の意見も出ております。それで、前回皆さんがたに各会派並びに委員長の文言をペーパーにまとめて御提出をさせていただいております。ですから、最終、今5番をやっているわけですけども、委員長のところは別紙参照ということで私の文言も前回つけさせていた

だいておるといふふうに理解をいたしております。

そういう中で、これが一番私共の方から提案をさせていただいて、議論をしていただく材料としていかがでしょうかということで前回御提案をさせていただきました。その中で、やはりこの5行半でも長いよということで皆さんの御意見をいただいて今日の案3というかたちに簡素化をして出させていただいたという経緯でございます。

◆桑田達也 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。確かに経過として私たちは委員長の素案をいただいた。大変長い文面であったということで、委員長の見解についてはもう少し簡略に、そして私たちはこの指摘すべきことを指摘をさせていただくという意味で会派に持ち帰って、そして、この一覧表にあるように各会派が出してきているわけです。ですから、先ほど、委員長は会派結の中でこの中身を精査したわけではないけれども委員長の言われることはだいたいあらあわかるのであるということをおっしゃったんだけど、会派結として精査をした結果がここに、特別委員会に出ているわけですね。ですから、私はあえて委員長のこの文面、この一番最後についていますけれども、それをそれぞれの会派が結論としてここに出している以上はやはり各会派が書いている内容に沿ってこの委員会を進めることの方が早いんじゃないかというふうに思います。それぞれ会派がしっかり会派に持ち帰って精査をしてこの場に来ているわけですから、その結さんは中身を精査したわけではないけど、とおっしゃるけども、それぞれの会派は、私はそういう気持ちで委員長の案も、それから副委員長の案も精査をしてこの文面にまとめてきているわけですから、これを各会派の意見をまとめていくというのが最も正しいし、時間もかからずに済むんじゃないかというふうに思います。そしてさらに言えば、やっぱりこの委員会のこの審議なんですけども、委員長の一つの職責として議案の整理であるとか、またその何て言いますか、秩序を保持するとか、鳥取市議会の委員長、委員会の条例もありますけども、このことにやはり委員長のこの采配を集中させていただいて、私はこの特別委員会あと残り5、6、7、8、9とありますけども、各会派の出していることをまずまとめるということで進めていただいた方がいいように思いますけど、どうでしょう。

◆橋尾泰博 委員長 はい、御意見いただきました。先ほど私が申し上げましたのは、私の委員長の素案に対して、結の皆さんはすべてをチェックしたわけではないですけども、この委員長報告のこの内容、流れについては諒とすることの言葉をいただいております。それで、先ほど桑田委員の方から各会派から出ているこの事務局の方で1つのたたき台を作っていた、それについての意見について協議するのが早いのではないかとということでございますが、私の思いからすれば早い遅いでなしに、やはりこの特別委員会も今日で24回目ですが、長いこと審議をいたしてまいりました。その審議の内容を委員の皆さんで同じ共通認識に立って、より良い報告書を取りまとめたいと、そういう思いでこないですか、別紙参照ということでつけさせていただいておりますし、言えば各会派の皆さんから私の素案に対する文章について一言もコメントがない。コメントがありましたというか、意思をはっきりされたのは公明党さんの資料だけでございまして、言えば私が書いた文章は全て削除ということでございます。あと、

会派新、それから清和会、共産党この3会派については、私の素案に対する文言は御質疑がなかったというふうに理解をいたしております。桑田委員、よろしいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 いや、何か委員長の見解は違うように思うんですけども、委員長から出された長文の委員長報告、これについて各会派で持ち帰ってまとめてきた結果なわけですよ、今私たちの手元に配布していただいているのは、違うんですか。これを委員長が御覧になって、さらに個人的な見解を盛り込みたいということが、御意思があって委員長のこの委員長別紙4～7とか、こういうことが出ているじゃないですか。ですから、私が申し上げているのは、それぞれの会派が持ち帰って委員長報告をきちっと議論をしているんじゃないんですか。ちょっとそれ、公明党はそういうふうに思っておりますけども、新さんや清和会、結さんどうなんですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そういう桑田委員の御意見は承りました。その中で、この特別委員会ですら議論をし、進めてまいりました。そういうことで、今日皆さんに御提案をしておりますこの2行半というのは、この特別委員会の中で議論をし、皆さんに合意を図り、進めておる問題でありますから、そのことを記載するという御協議をいただいておりますというふうに私は理解をいたしておりますけれども、ちょっと私と桑田委員とだけの議論ではあります。桑田委員の意見はわかりましたし、受けとめさせていただきます。その他の委員で、今の案3の取り扱いについて御意見をいただきたいというふうに思います。

(「時間がないですよ」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 一つずつ整理していかないといかん。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 せっかくこの委員長、副委員長で1つの流れを書いていただいて、それで各会派から出た意見等々の中でこの協議事項2、3、1～4まであるわけですからね、この中で、別紙で今協議、2の文章を議論しようわけですから、この協議2の文章を先回議論をして長いからというかたちで、3、4の文面が出てきたというふうに、これが良いか悪かという判断をして、その判断が、皆が了解を得れば次の今度は6、7の議論を深めて協議3の文章が出とるでしょう。この協議3の文章がそれぞれのある程度の会派から出た意向というものが、1～4までありますけどもね、そういうふうになっているんじゃないかな。それを協議していけばいいんじゃないかな。そう思いますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 その他ありますか。今日御提案をさせていただいたのは、前回の特別委員会ですら議論がありまして、1つの方向性を示す上で上杉委員の方からこういう余分な文言は削除して簡潔にこういう流れで書いたら、まとめてみたらどうかと、これについては次回の特別委員会までに委員長、副委員長の方で字句を整理して次回の特別委員会にもう一度確認の意味で出して欲しいという案件でございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今、議論しているこの案3については、前回の委員会の中で新たな与条件ということを入れた方がということで私の方で提案いたしました。ただ、これについては、長いから短くして入れた方が良くないかということでありました。今、桑田委員が提案、今これは元に戻るような話になるかしらんわけですけれども、委員長報告を要するにこの中に

その各会派から出ている案、それを基本的には考えていくべきであって、委員長報告についてのその案については、それを具体的にここで協議する話ではないということであろうというふうに私は思いますけれども、実際に今までこれ、委員長報告にあるかどうかちょっとまだ確認にしておりますけれども、1番、2番、3番、4番までですか、その文言が、これが委員長報告にあったのか、あるいは各会派から出たものをそのまま出したのかということ、問題はこれからの5番、6番というものが非常に大きな問題になると思うんです。

ですから、今までの件につきましては、これはもう決定して皆さんで合意しているわけですから、それはそれでもういけばいいというふうに思っておりますし、今議論にしている案3については、基本的にはこれは委員長報告の中に入った文言について、これは長いからそれこそ短く簡潔にということでは私は提案しました。そのこと自体が必要でないということであるかどうかということについては、前回の委員会の中でこれは一応短く入れようということ合意を得たというふうに思っております。ですから、ここまでは一応この委員会の合意の中で、それは委員長案とかそういう問題ではなくして、そういうふうに私はこのあたりは確認しております。次の今後の協議については、委員長案あるいは例えば結さんの方からもコメントもないのもありますしね、このあたりの議論だというふうに思っております。それを例えば委員長の出している案を、それを委員長案と、委員長案も同じ土俵の上で、ここでするのかあるいは会派として意見が出てないものをどういうふうにまとめるかということだというふうに思いますけれども、その辺の議論をこれからしていかなければいけないんじゃないかなと。ただいままでの分については、これはこの委員会で決定した話ですから、それはそれとして進めていくべきだというふうに私は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。この案3につきましても、これも決して私が私の思いで入れているということではなくして、この特別委員会の中で皆さんに御議論をいただいて合意を取ったこと、この点については日本設計に委託をするにあたってこういうことも定めて検証をお願いしましたという流れの中で、この点は最初この程度のことを記載するべきが報告書の内容を取りまとめにおいては妥当だということで前回提案をさせていただき、また皆さんの御意見をいただき、その修正版を本日お出しさせていただいておるということでございますから、この点につきましては私がどうのこうのというよりは、修正して今日提案をさせていただき、あとは委員の皆さんで御議論いただいて、意見集約を図っていけばいいのかなというふうに思っております。御意見ございますか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。協議2については前回の特別委員会からの引き続きということで、これは私も納得はしますが、要するにこの各会派でまとめて来て1～9までまとめましたね。それに対して前回の特別委員会で協議1～協議4まで出されている、要するにこの中身の問題なんです。各会派がそれぞれ委員長報告、これ、これ出していいかな。それをまとめてきているわけですから、それが、まず諒とするのかしないのかというような議論からやっぱり始めるべきで、ここに改めて、例えば今回の協議2にしても、新たな与条件を加えての検証を委託しましたとか、こういう言ってみれば委員長の個人的な見解というものが示されている。各会派

からこういう文言がないという状況の中で新たにこういう文言が加わって協議2とか3とか4とか出てきていることが、要するに議論を長引かせていることになっているわけですから、私は率直に各会派のまとめて来ているものを使って、そしてこの委員会を進めていくことがいいのではないかと。その上で足りない条件であるとか、委員長報告として相応しくない文言があれば、それを協議すればいいというふうに思ったものですから意見をさしていただきました。

◆橋尾泰博 委員長 はい、意見として承っておけばよろしいのでしょうか。はい。それでは今日御提案をいたしました案の取り扱いについては、この文言で御了解いただけますでしょうか。

(「3か4か」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 はい。先ほどもちょっと皆さんに御意見をいただく前に御確認のつもりでお話をさせていただきましたけれども、この検証作業をお知らせしますというその1の検証を依頼した内容、そこの上の部分にこのアンダーラインの部分は検証において定義追加ものということの太字の記載がございます。アンダーラインのところを読まさせていただきますと、構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類、それから改修内容のですね、②建物本体は既存遡及対応の内装改修を行う。それから③の後半の部分のですね、甲類対応の改修工事を行うと。こういう3カ所の部分にアンダーラインを引いて、市民の皆さんに議会だよりとしてお知らせをいたしておりますので、この部分のですね、ちょっと読まさせていただきますけれども、追加の文章です。また新たな与条件として市庁舎に求められる性能を構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類と定め、天井や壁など既存遡及が求められることなども確認し、検証を行いましたという文章をまとめて提案をしておるということでございます。

それで、今この案3につきましては出だしの、新たな与条件としてという与条件という言葉と、先ほど房安委員の方から与条件という言葉よりは新たな計画条件としてということにしてはどうかという御意見をいただいております。まず、この案3につきましては与条件としてという、特別委員会の議論の中ではこの与条件という言葉がずっと出てきたおったものですから与条件としてというふうに記載をいたしておりますが、ここの部分だけの調整だろうというふうに思います。はい、上紙委員。はい、どうぞ。

◆上紙光春 委員 私は同時に審議するんなら3、4とありますけどね、私4の方がふさわしいじゃないかという感じがいたします。なぜかと言いますと、住民投票の際には未定であったということがね、明確にここに記載されておるでしょう、遡及等について。それでしかも今議論がございませう計画条件与条件についてもここでは計画条件として整理しましたと、誠に簡潔明瞭じゃないかという感じはしますね。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。言えば前回の委員の皆さんの御意見を聞いた上で修正文言を今日の特別委員会で提出をしてほしいということで、字句を整理したのがそれでございますし、また案4につきましては、これは事務局と前田専門監と専門的な字句の間違いがあつたらいかんということで、案4というかたちも作っていただいた。私の立場からすれば前回の流れがございませうので、案3を協議をしていただいてそれがいいのか悪いのか、それで次のステップとして一応4つの案が出ておりますので、どれを選択していくのかということの取計らいだというふうに思っております。ということで、今、上紙委員の方から案4、ちょ

つと読まさせていただきます。また耐震性能を構造体Ⅰ類、建築非構造部材Ⅰ類、建築設備Ⅰ類とすることや既存遡及対応を行うことなど住民投票の際には未定であった事項を計画条件として整理をしましたという文言になっております。ということで、今、上紙委員の方から案4でよろしいのではないかと御意見が出ております。この点について御意見をいただきたいと思っております。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 私も上紙委員と全く同感で余分な表現もないですし、必要な部分は入っているということで私もこの案4の方がいいと思っております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。その他ございますか。はい。それではお二方から御意見をいただきましたけれども、案4の文言、これも2行半でございますが、こちらの方の文言を5のあれですね、協議2のところですね、ここに加筆をするということで決定させていただいてよろしゅうございますか。はい。ではそのように取り計らってまいります。それから次に進めさせていただきます。6番、7番これを1つにとりまとめをさせていただいております。6番は、当初お出ししたのはちょっと長いですね。皆さんにとりまとめをしたペーパーがございますが、6は最終報告の結果について。それから7番は委員会としての方針についてということでございまして、各会派の皆さんがた、これ6番と7番が一緒に書いてあったり別々に書いてあったりということがございましたので、6番、7番を一緒にとりまとめたような下原稿にさせていただいております。それで、皆さんの各会派から出ております多くの御意見をとりまとめたところが、今皆さんにお配りをしております文章でございます。まず、記載をしております文章まで2、4、5行でございます。その5行のまず御確認をいただきたいというふうに思います。御意見ございましたら挙手の上、はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** この6、7の文章を見るときにね、若干字句の整理をしてはいかがなものかなという思いがして、それは5の文章、(5)の文章、先ほど協議したわけですけど、この文章の中で、上段ですね。住民投票を提案した議会の責任として住民投票の結果を尊重し、2号案の構想や基本的な考え方に極力近いかたちで条件を一部変更というかたちになっておりますね。この文章が5で出ておるんですから、6の文章で、3行目を読ませていただきます、3行目、上から行こうか。これらの特別委員会で確認しつつ、段階的に議論を重ねてきた結果をとりまとめ、11月9日に日本設計から議長に対して調査業務の報告書が提出されました。ちょっと文章直すというのはその次からね、その報告書は2号案を実現可能にするため、条件を一部変更した案でというかたちで進めた方がね、ここでなんかね、最初の文章はその報告書では2号案は実現不可能でありというかたちになっておるんですけれども、上の文章から来て考えれば、やはりここを先ほど申し上げましたように、その報告書は2号案を実現可能にするため、条件を一部変更したというかたちに一部変更した案で概算工事というかたちで持っていった方が上の文章とこの文章との流れがいいし、議会が住民投票の結果をやはり尊重してできるだけ極力実現できるようなかたちで変更してきたという1つの議会の考え方がここに出てくるんじゃないかなと、そういうふうなかたちでやはり文章整理した方が市民に対しても説明をしやすくないかなというふうに思いますけど、いかがでしょう。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。今、上田委員がおっしゃったのは5番、6番、7番この文章の流れ、

言えば整合性を合せる意味で6番、7番の3行目でございますね、この報告書は、2号案は実現可能にするため、条件を一部変更した案では概算工事費が31億円、設計管理費が2億2,000万とこういう流れになるのがいいのではないかと御提案でございましたね、はい。今、上田委員の方から3行目の表現について、このように変更してはどうかという御提案がございましたけれども、委員の皆さんの中で御意見ございましたらお願いをいたします。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 私はこの案のままでいいと思います。というのは、先ほど上田さんの方から文脈によってというふうに言われておりましたけれども、最初に前回で決定した4までのところを見ていただいたらわかるように、2号案の条件では実現困難な課題があることを示されという、これは議論の途中のことを書いてあるだけであって、報告書で実現不可能だということをはっきりと出されているわけです。その報告書に出されていることはしっかりとこの委員長報告の中には出さないといけないというのは当然の論理的結論であって、そういうあやふやな表現ではなくてしっかりと結論は出してその中でまた一部、そのために上の文章にある条件を一部変更して求めないことなどをするということ、条件をするよということを出した上での積算がこういうふうになったと、これこそ文脈から考えても正しいと思うんですけども、というのが私の意見です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。その他ありますか。その他の委員のかたで。房安委員。

◆**房安光 副委員長** 島谷委員とほぼ同じ意見であります、これまで何回も確認をしてきたことですが、日本設計から示された報告書の中で第1章、第2章とあって、あくまで第1章が結論ですと、第2章は変更案の内容であると、その他課題等ですね。それで、そういうことから踏まえますとこの2号案は実現不可能であり、条件を一部変更した案では云々ですが、第1章と第2章という今申し上げたようなことを踏まえると、2号案は実現不可能でしたとここで一旦切るのがいいんじゃないのかなと、結論がこれで出ましたよということですので、それであるとは第2章以降にこうつながっていくということですので、私としてはここで一旦丸で区切ると、ということをご提案させていただきます。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、その他ありますか。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** まさにこの第1章が報告書であるわけですし、これは今までの委員会でも議論して1章、2章あって、1章が検証結果だということでもありますんで、2号案は実現不可能であったと、それで先ほど上田委員が言われたように5番目ですけれども、要するに2号案の構想や基本的な考えに極力近いかたちで条件を一部変更したというかたちで切って、その辺の条件を一部変更した案でというふうにつなげていければ、私はそれでいいと思っております。ですからやはり一旦2号案については報告書については実現ができなかったと、それで5番目のようなかたちで住民投票の結果を尊重する中で極力2号案に近いかたちで一部変更してというふうにつなげた方が逆に言えばそれの方がよくわかるというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、言えば房安委員と同じお考えということですね、はい。その他ございますか。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私も副委員長、上杉委員、島谷委員と同じ意見でございますが、6、7については最終報告書の結果ということですから、まず4のところ結論づけられている2号案は実現不可能であったということがやはりこのまとめの中ではしっかり出てこないと言面としておかしくなる。それで、先ほど上田委員の方から紹介をされた5についてはこの4を受けてそれでは2号案に近い方たちで算出すればどうなるのかということ、2号案の構想や基本的な考え方に極力近い方たちでと、そして実現可能なことにするならばこうなりますよということですから、これがそのまとめということにはならないというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。この点はもう少し議論をしてはどうかというふうに、私自身は委員長としては思います。その思いは、言えば住民投票を行って市民の皆さんの最終判断をいただいた、そしてこの特別委員会ができた。この特別委員会が一番大きな目的は、市民の皆さんの思いをどうやってかたちにすること、これが主目的であろうというふうに考えておるからでございます。言えば、住民投票の条例案を検討しておるときに出た、例えば、その当時想定しておいた柱頭免震ですか、この話が主であって、その柱頭免震という工法で検証をお願いをした、そういうことで、第4のところでございますが、実現困難な課題とはということ、3つの指摘を日本設計さんからいただいたと。それで、今、上杉委員の方からこの第1章が検証であってという発言がございましたけれども、私ども特別委員会の思いというのは、先ほども言いましたように、どうやって住民の皆さんの意思をかたちにしていくのかというのが主目的であると、そういう立場に立てば、先ほどの上田委員さんからの言葉も理解いたしますし、先ほど皆さんがたの方からいただいた1章、2章を、1章が主であって、2章は従であるというような捉え方でいけば、皆さんからいただいたここで一旦切って2章へ続くというのがわかりやすいんじゃないかという御意見も、それも正しいというふうには思います。もう少しこちよと議論をしていただけますか。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** なぜここを実現可能にするためというふうに入れたというのは、文言を変更したらどうかというのは、次の概算工事費というのが31億云々と出ているでしょう。やはりこの31億という数字が、やっぱりそういった実現可能にするために、この変更してきた数字だということにつながっていかないと、やはり市民に対しての説明がこの方がしやすいんじゃないかなと、説明するのにこういった文面の方がいいんじゃないかなというふうに思いますよ。31億この工事費が、金額が出ていなければいいですけど、ここに概算工事費31億、設計・監理費2億2,000万という数字が出ておるわけですから、これはやはり実現できなかった問題、その実現、2号案を実現するために、実現可能にするために一部変更したものが、これだけの数字がかかりますよと、かかったんだよという方たちで説明していけばいいというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** そのとおりです。ただ、この報告書は1部、2部、第1章、第2章あるわけ、この第2章は実現を可能にするために、条件を一部変更して31億です。第1章については依頼された条件では実現はできないということですから、ですからこれを分けて、要するに、ここには報告書と書いてあるわけですから第1章、第2章の報告書、それぞれこの中に入れなければならない。そうすれば2号案については実現できなかったと、それで条件を一部変

更した。要するに、新たな与条件をして出したその上に、5番目にあるように住民投票の結果を尊重して、2号案の構想や基本的に近い、極力近いかたちで変更して、それで、条件を一部変更した案では31億ということですから、上田委員の言われるのは、第2章はそれで私いいと思っているんですけども、第1章についての報告はここにはないわけですね、今の話からすれば。ですから第1章、第2章をこの報告書ということで、委員長報告に載せるのであるならば、両方の報告結果を入れなければならないということです。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。ここは最終報告書の結果について、それから委員会としての方針について、これを、2つを一緒にしておりますので、いろいろ御意見が出てくるんだろうというふうに思いますが、いつも同じような議論になるんですが、もっと別の視点での御意見というのはございませんかね、それしかないのかな、うん。私もよく皆さんのこう発言の中で、1章が検証で2章は参考だというような言葉が出てくるので、私はこの特別委員会で日本設計さんに検証をお願いしていく中で、やはり1章、2章はどちらが重くてどちらが軽いということではなくして、やっぱり一括して検証してあるんだからという思いがありまして、はい。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** はい。だからこそ、1章も2章も両方それぞれ記載しなければならないということなんです。だから、今の上田委員の提案は、第2章は報告しているだけけれども、第1章がないということなんです。ですから、報告書の中には1章、2章があって1章はこうだ、2章はこうだということになれば、2号案についてまだ第1章についての報告があって、これ実現不可能だったと、それで、それを受けて条件を変更した第2章については、工事費が31億円になるということで、ですから別にどちらが主でどちらが従じゃなしに、これあくまで報告書ですから、報告書に対する委員長報告、それを受けての報告になれば両方を記載しなければならないということなんです。

◆**橋尾泰博 委員長** よくわかります。言えば、さっき言いましたように、我々特別委員会の主目的ですよ、ということであれば、市民の皆さんをかたちにする結果をとということであれば、できる方法を模索していくということになれば、上田さんがさっき提案されたのも1つの理になっておるし、皆さんがおっしゃることも理になっておるし、やはり1つの報告書としてまとめていく上でどういう取り計らいがいいのか、議論をしていただきたいというのが私の思いでございます。はい、上紙委員さん。

◆**上紙光春 委員** だいたい委員長、結論が出ているじゃないでしょうか。私は今、上杉委員さんが言われたことでいいと思いますよ。それで、ここは報告の部分と1章、2章ある。1章、2章を分けて考えればとてもじゃないけど、報告書倍にも3倍にもなる可能性もあるわけですし、ここで、報告の部分としては、2号案は実現不可能でありました。ただしとか、そこでとか、結んで市民の皆さんに住民投票にかけた2号案に極力近いかたち、上にありますから、2重に記載することはないと思いますけれども、そこで条件を一部変更して積算して依頼したところが31億云々でありましたと。両方こう上杉委員さんがおっしゃっていましたのは、1章、2章同時にここに併記すれば、事済むじゃないかという御意見だろうと思います。それでいいじゃないでしょうか。文言をあんまり議論しておりますと、とてもじゃないが時間もかかりま

すし、この整理は委員長、副委員長でしていただいてもいいですけど、だから、2号案は実現不可能でありましたということで切ってしまうと。

そこで、市民の皆さんの意向を踏まえながら、例えばですよ、条件を一部変更した案を積算した結果、概算工事費が31億円、設計・監理費を含めて2億2,000万、建設総額で33億2,000万円を工事費になることが提示されました。こういうふうに結んだらいかがですか。上杉委員さん、同じ意見でしょう、はい。他の委員も。そうしましよ、そしたら次進めますし。

◆橋尾泰博 委員長 次に進めたいのは山々なんです。

◆上杉栄一 委員 逆に、委員長に質問するんだけど、他にどういった記載を考えておられるんですか、それでは。

◆橋尾泰博 委員長 いや。だから、皆さんに御意見を聞かせてくださいという。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 委員長もうだいたい委員さんのお考えをおわかりになったと思うんですよ。委員長と議論しておるようになっていまして。皆さんのお考え、一緒の結論をきちんと出した上で要は、2章につなげていくという方が非常にわかりやすいというのが大方の御意見だと思いますよ。委員長と議論してもいけませんので、御理解をいただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。決して私、皆さんと議論しようという気持ちはないんですけども、言えば、前回の特別委員会ของときにも申し上げさせていただきましたけれども、この市庁舎問題については、ずっと今日までの経過を踏まえてくれば、36人全員で合意をとってやってきたという基本的な今日までの経過がありますので、この9人で特別委員会を審議していただいております。少なくともこの9人の特別委員会が、合意がそうだなというところに至るように、最大限の努力をしていきたいという基本的な考え方がございますので、あえて皆さんから言われるように、何だ、委員長といつも議論しておるがなということと言われるんですけども、私は反対に皆さんでどんどん議論していただいて、おい、この辺で合意しようやというような話を、反対に私に持っていただければありがたいなというのが正直なところでして。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 上田委員との議論になるのかなというふうに思うんですけども、どう思われます。

◆橋尾泰博 委員長 いいですか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 だから、1章の方で原案どおりでは、実現不可能だったという1つのくくりがあるわけでしょう、原案どおりでは。それで、条件を一部変更してさっき言ったようなかたちで、住民投票の結果というのを、尊重をしてできる方向で議論してきたわけでありまして、この委員会ではね。それで一部条件を変更して、それでまとめてきたのが日本設計から出されたものが33億という。これはさっき僕が言ったように、2号案を実現可能にしようという1つの考え方の中できた議論ですから、ですからここで33億という数字が、さっきも言いましたけども、33億2,000万という数字が出たわけでしょう。やはり意味というものをしっかりここで議会とすれば、議会として特別委員会として、その結果を尊重して一部変更してきた中で実現可能にするために、やはり33億かかったんだということ、ここでしっかりと報告されるべきだという。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 上田委員がさっき一番冒頭に2号案が不可能だったから、だからまさに、その理念に一番近いものとして条件を付加して33億だと、そのとおりだというふうに思っておるんですわ。だから、言われるように報告書としては、それが出ておるわけでしょう。ですから、何も33億を否定するとか、しないとかいう話じゃないわけで、具体的には第1章について、報告が出ている。それで第2章について、与条件をつけてこういうかたちになっている。ですから、報告書としては、この報告なんですわ。まさに上田委員が言われたとおりなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 だから、この特別委員会で最初にまた議論が戻るようですけど、住民投票にかけた2号案を検証しようというかたちで日本設計に委託したというのが。だから、日本設計は原案のままではというかたちで日本設計が言われるから、一部変更してきたという経過があるということですよ。僕は全面的に2号案がダメだったというふうに前にも言いましたけど、認識はしていませんということを申し上げて、再度、言います。だけど、特別委員会でその2号案に対して検証しようと、20億を検証しようというかたちで日本設計に委託をして、日本設計はそのままではできませんと言われるから、ならできる方法は、日本設計ができる方法はどうですかというかたちで条件を変更してきたわけですから、日本設計がその条件を変更して33億報告したのが、これは日本設計は日本設計の。

◆房安光 副委員長 日本設計が変更したんじゃない。

◆上田孝春 委員 いや、いや。

◆房安光 副委員長 特別委員会でしょう。

◆上田孝春 委員 だから、特別委員会として、日本設計に一部変更案を出して積算してきたのが33億2,000万ということですからね。だから、この日本設計の33億というものはそれなりに特別委員会としては受けとめますよ、そりゃ。

◆上杉栄一 委員 はい、委員長。あんまりこの時間。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと休憩取る。ちょっと2号案に対するな、思いがちょっと両方違いすぎるから。

◆島谷龍司 委員 思いとか、そんなんじゃない。

◆橋尾泰博 委員長 そこら辺、ちょっと整理してくれ。

(「思いの話じゃなくて、事実関係を言わせればいいのか」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 その2号案に対する考え方という、おそらく上田委員と私との考えは違うと思ってるんですけども、事実というのはこれ報告書なんですわね、結果の報告書。これが第1章、第2章出ているわけで。だからこれは事実、第1章、それから第2章、これの報告、ここに、委員長報告の中で、要するに一応調査結果の報告を出さなあかん。第1章の報告もしなければならぬ、第2章の報告もしなければならぬ。それを踏まえて議会としてはどうしていくかというのはこれからの議論なんだけど、この事実なんですわ、まさに。だから第2号案の考え方の認識の違いではなくして、出した検証結果の事実はこの第1章、第2章になって

いる。ですから第1章の報告、第2章の報告、これをしなければならないから、第1章としてはその与条件を附して出した分についてこれが何か難しかったと、それで条件を変更して駐車場の台数であったり、あるいは改修方法であったりというものを出したのが33億なんです。ですから、上田委員が言っておられるのは、要するに2号案というのは1も2も一緒だと、要するに検証したやつも、後の変更なのも一緒だということですから、最初のその2号案、できなかった2号案も、できなかった2号案も条件を変更して、駐車台数とかそういった、それから改修内容、免震改修の内容も一緒だというふうに認識を多分しておられるというふうに思われるんですわね。そのあたりがこの委員会の委員の中での認識の違いがあるわけ。

だから、それはそれとして議論はすればいいけれども、出てきた結果の報告書については第1章、第2章、しっかりこれはもう示されておるわけですからね、だからそれは報告しなければならないということなんです。そうなれば、となれば、第1章については、これは実現不可能だったと、第2章については新たな条件を付加して、駐車場が150台が120台、あるいは柱頭免震、居ながら工事というものを付加したら30何億だということの報告はしなければならないということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。言えばその2号案の受けとめかたというか、そこがどうも整理ができてないということでございますので、大変申し訳ございませんが、ちょっとその点を整理をさせていただきたいというふうに思いますので、1時半まで休憩を取らせていただきますか。

(「なんで、どんなことを」と呼ぶ者あり)

◆上杉栄一 委員 それは委員長、具体的にはどういう話をするの、休憩。

(「それがないとね」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 2号案の捉え方が、その委員の皆さんでちょっと違うので。いや、だからそれによっては先ほどの表現の取り扱いも出てくると、明確に出てくると思うんで、今意見をいろいろ言っていますけども、同じような掛け合いでございますので、はい。

◆桑田達也 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 ここで休憩を取る意味はそんなにないなとは思いますが、改めて委員長の方にお聞かせいただきたいんですけども、委員長ご自身の、委員長としての御認識は2号案は実現できないということでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 2号案は実現できない。

(「報告書ですね」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 報告書の。はい。日本設計さんに調査案として出しましたよね。これはもう実現できないという報告書は上がってきておまして、これは特別委員会の皆さんで確認を取らせていただきました。これは一緒ですよ。皆一緒ですよ。はい。

(「その認識は一緒だったんですか」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 だから、上田さんもそれは受けとめておられて。ちょっと待つて。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。ここね、6番、7番と一緒にいるんですが、私の理解としましては6番というのはあくまでも出てきた報告書についてのことが出ていて、7番というのがそれに対するね、委員会としての評価ですよ。知見の活用として委託をしたと、そういう結果が出てきたことを踏まえて、じゃ委員会として、どう考えるのかという、それを鵜呑みにするのも含めてね、そういうことだと私は思うんですよ。それで、こういうことをこれまでも言ってきましたけど、その検証するにあたって調整会議ももってきたんだから、そういう評価も含まれた上での、委員会としての実現ができないという共通認識はできているというような意見もありますけど、私はまだそうは思っていない。そこは納得していません。だからこの、あくまでもこの委員長報告の、この紙を見れば、6番はあくまでも事実の報告、それで7番に議論をしていくところ、それこそ2号案はどうなのかとか、そういったことと私は受けとめますので、だからその報告書にね、忠実に書こうと思えば不可能という言葉は使われていませんので、実現できないことが明らかになったという言葉が使われていますので、そういう言葉を使ってはどうかという意見です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。ちょっと議論が膨らんでいっているのだからあれなんです。

◆上杉栄一 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今、確認の中で、委員長で要するに修正、調査案では実現できなかったことについては委員会で皆これを確認したと。それで、修正案で条件を変更したのは、これは2号案だと言われてるわけですね、でしょう。32億というのは、これは2号案だって上田委員も言っておるんだけど、調査案は2号案ではないわけですか。それ、なぜ変更して、工法を変更したやつがなぜ2号案なんですか。ちょっとそれは今委員長の中で、ここで皆で確認したんだけど、調査案は実現できなかった、できないということについてはこの市議会だよりもしっかり書いてあるわけですし、これは2号案ではない調査案だと、じゃ、その変更して、駐車場台数も117台にして、それこそ工法も変えて、それで32億は2号案なんですか。違うでしょう。でも、今さっきの議論からすると何かそれが2号案だって、その32億で出たやつも2号案だっておっしゃるから、そうじゃないですか。

◆橋尾泰博 委員長 その元々の2号案の捉え方がね、違うように感じたもんですから、私は。はい。

◆房安光 副委員長 委員長、いいですか。委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 2号案の捉え方が違うという、今違いのことが出ていますが、11日の委員会で、2号案は実現困難であるということで非常に時間を割いて議論をいたしました。それで、2号案は実現困難な課題があることが示され、そのままの条件では工期、費用云々というのはこれにしましよって言って、もう既にこの議論は終わっているんですよ。ということは、2号案は実現できないとここで決めつけられているわけですから、それを今さら、また2号案に対する認識が違うというようなことはほんとに議論の蒸し返しで、こんな何百年あっても終わりませんよ、こんなことをやっていたら。もうそれ結論が出ているんじゃないですか、11

日の委員会で。私はそう思います。

- ◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今のその上田委員と皆さんとの御議論の中で、そういう感じを私が受けとめさせていただいたものですから、ここの表現は非常に取り扱いが微妙だなというふうに判断をしたものですから、皆さんに御議論をお願いをいたしました。その御議論を進めていく中で、そのお互いの主張が、距離が縮まってまいりませんので、少しお時間をいただいて調整と言ったらおかしいですけども、休憩を取らせていただけないかということでございます。決して皆さんにお部屋に帰ってゆっくりお休みくださいという話ではありませんので、御了解をいただきたいというふうに思います。今、2時12分でございますので、2時45分までお願いできますでしょうか。

午後2時12分 休憩

午後2時47分 再開

- ◆橋尾泰博 委員長 それでは特別委員会を再開いたします。47分まで休憩を取らせていただきました。ありがとうございました。それでは先ほどに引き続きまして、6番、7番を協議いたしておりますけれども、その協議を再開をいたしてまいりたい、協議を進めてまいりたいというふうに思います。先ほど皆さまがたに御無理を言いまして、少しお時間をいただきたいということでもございましたけれども、何分時間が短かったものですから、まだ皆さまがたの前で御提案することができませんけれども、先ほどの審議の経過から言いますと、現在のたたき台が2号案は実現不可能であり、条件を一部変更した案ではという件となっておりますし、上田委員の方からは2号案は実現可能とするため条件を一部変更した案でという文言に換えていってはどうかと、これは5番のつづりの関係ということもございました。そういうことでここについては、まだ両者の意見が合意しておりません。今の委員の皆さんがたの御意見を聞かせていただいておりますと原案のとおりでよかろうという御意見が多いわけですけども、もう少しこの点を議論してまいりたいと思います。どなたからしゃべられるだろうか。はい、上田委員。
- ◆上田孝春 委員 日本設計の、日本設計のこの報告書の1でも、不可能という文言でなくして、最後に調査案の検証結果というかたちで文書が書かれておるわけですけども、一番最後のページにね、ここには、やはり調査案のままでは実現できないこととか、そういったかたちの文言になつとるわけですね、だからそういったことも含めれば、やはり不可能という言葉がどうかかなというふうに思いますよ。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。
- ◆島谷龍司 委員 確かに上田委員がおっしゃることは、先ほどからの議論で報告書1と2とあるということで議論がありました。不可能という言葉が使われてないということで、今、上田委員が言われましたが、それについて、ここに、調査案にもあるように、調査結果にあるように、私は実現できないことが明らかになったという表現で私もいいかなというふうに思います。
- ◆上杉栄一 委員 はい。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 実現不可能という文言にこだわっておられるんだというふうに思っておりますけれども、調査案、要するに、2号案については先ほど実現ができないことが明らかになったというかたちの文言があって、これが実現不可能という同義語になるのか、あるいは不可能という言葉、調査案のままでは実現ができないことが明らかになった。ですから、そういうふうに、今上田委員が言われるようにそういう文言でこの調査案というものが結果報告となっているわけですから、そうなればここに実現不可能というものを調査案のままでは実現できないことが明らかになったというふうに言い換えていいものか、それでいいですか。いや、今その調査案からすれば。それで、次に続ける、どういふのかな、一部変更して云々という格好に続けていくと。

◆橋尾泰博 委員長 じゃ、4番、5番の流れ。

◆房安光 副委員長 いいじゃないですか。

◆上杉栄一 委員 いや。すみません。6番、7番。

◆橋尾泰博 委員長 6番、7番。

◆上杉栄一 委員 うん、うん。その報告書では2号案は実現不可能であるということで、上田委員はその報告書は2号案を実現するためにということで続けていかれるけれども、私はやはり1章、2章それぞれここで入れるべきだという中で、実現不可能という言葉にこだわられるのであるならば調査案のとおり、調査案のままでは実現できないことが明らかになったという文言を入れられたらどうですかということ。それは今、島谷委員が。

◆島谷龍司 委員 上田さんも、上田さんも言われていますよ。うん。

◆房安光 副委員長 2号案は実現できないことが明らかになった。

◆島谷龍司 委員 うん。上田さんはそうやって言われた。それでいいですよ。

◆橋尾泰博 委員長 今、上杉委員の方から1章の最後のページですね、調査案のままでは実現できないことが明らかとなったという言葉ではどうだろうかということですか。

◆島谷龍司 委員 実現できなかった、調査案云々でなくて2号案は、

◆橋尾泰博 委員長 2号案は、

◆島谷龍司 委員 実現できないことが明らかとなった。

◆橋尾泰博 委員長 2号、

◆房安光 副委員長 上田さんの言うとおりに、賛成しましょうと。

◆橋尾泰博 委員長 うん。

◆桑田達也 委員 はい、委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 先ほど島谷委員が言われましたけれども、先ほど上田委員の方から調査報告書にも明らかのように2号案は実現できないことが明らかになったということ、文言、そういうまとめ方をしてあるので、それではどうですかという御提案がありましたので、私もそれによろしいのかなというふうに思います。ですから、その報告書では2号案は実現できないことが明らかになりましたというまとめ方だと思います。

◆橋尾泰博 委員長 どこだったいな。はい、上田委員。

- ◆上田孝春 委員 だから、その文言をつけてさらに実現可能な、可能にするために、可能にするためにという、それで、その33億なんぼが出てきたということをはっきりすればいいじゃないかなというふうに思います。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 ちょっと今のところ確認をさせてください。その調査案なのか、2号案なのかというのは前回議論があったということで、2号案っていうことで今使われているわけですが、報告書でいくと調査案っていうのを2号案に置き換えると、2号案のままでは実現できないことが明らかとなったって書いてあるので、2号案のままではっていうことになるということによろしいですか。
- ◆房安光 副委員長 そういうこと。
- ◆橋尾泰博 委員長 それは、今、伊藤委員がおっしゃったのは、4番以降からのつづくりということですか。4番、5番、6番と2号案、2号案、
- ◆房安光 副委員長 ここをね、
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。
- ◆房安光 副委員長 2号案は実現できないことが明らかになりましたでしょ。この2号案ということは2号案そのままではという意味ですかってきかれています。
- ◆橋尾泰博 委員長 2号案のままではということですね。
- ◆房安光 副委員長 そういうことです。だから、一部変更案が出てきたと。
- ◆橋尾泰博 委員長 うん。
- ◆房安光 副委員長 変更ということ、いいじゃないですか、そういう意味と解釈されても。このままではできないから変更案を作ったわけです。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員さん。
- ◆伊藤幾子 委員 すみません。ちょっと私が言いたいのは、この報告書に忠実に表現しようと思ったらこの調査案っていうのと2号案を置き換えるだけで、そうです、はい。
- ◆房安光 副委員長 いいが、それで。調査案で。
- ◆上田孝春 委員 調査案でいいっていうことか。
- ◆橋尾泰博 委員長 うん。
- ◆上杉栄一 委員 あの。
- ◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。
- ◆上杉栄一 委員 はい。調査案、2号案は今までもずっと議論してきて、最終的には2号案というかたちで納まって、ですから、調査案っていう分については、これは2号案ということで、2号案はここにあるように、報告書に2号案のままでは実現できないことが明らかになった。そのあと2号案を実現可能とするためにという、そういった文脈でさっき上田委員が言われたように2号案を実現するためにということにつながっていけば、それでいいんじゃないかなと思うんですけども。
- ◆橋尾泰博 委員長 ちょっと字句の整理させてくださいね。その報告書は2号案のままでは実現できないことが明らかと。

- ◆房安光 副委員長 2号案は。
- ◆橋尾泰博 委員長 2号案では。
- ◆房安光 副委員長 2号案はですよ。ではじゃない。
- ◆橋尾泰博 委員長 2号案のままでは。
- ◆房安光 副委員長 ままじゃない。2号案は。
- ◆橋尾泰博 委員長 いや。いやいや、島谷委員がおっしゃったのはこの調査報告書の最後のページとの整合性を図っていく上で2号案のままでは実現できないっていう文言を、整合性を図るために使ってはどうかという提案だったですよ。
- ◆島谷龍司 委員 違う。
- ◆橋尾泰博 委員長 違うのか。
- ◆島谷龍司 委員 違いますよ。いいですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。もう一度確認をお願いします。
- ◆島谷龍司 委員 私が申し上げたのは、その調査案のままではの部分ではなくて、上田委員が最初に提案された実現不可能という言葉にはちょっと抵抗があると。それで、この報告書の中に実現できないことが明らかになったというような表現があるので、そういうのは使ったらどうだというような御提案があったので、私はそれでいいですよということです、私はね、はい。
- ◆橋尾泰博 委員長 うん。
- ◆橋尾泰博 委員長 それで、その字句の整理としては、
- ◆島谷龍司 委員 さっき伊藤さんが、ではが、でがいるんじゃないのと。
- ◆伊藤幾子 委員 ではがです。
- ◆橋尾泰博 委員長 伊藤さん、伊藤さんは2号案では、2号案のままでは、そこをもういっぺん確認させて。
- ◆伊藤幾子 委員 報告書には、出された報告書には調査案のままでは実現できないことが明らかとなったって書かれているので、調査案がこれまでの議論の中で2号案っていうことになっていることを考えれば、2号案のままではっていうふうにつながたらどうですかっていうことです。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。
- ◆伊藤幾子 委員 はい。忠実にね、報告書に忠実に。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。それで、その次に、それで終わりになるの。それで、次はその条件を一部変更した案。

(「実現可能にするため」と呼ぶ者あり)

- ◆橋尾泰博 委員長 実現可能にするためという言葉を入れるんでしょう。それで、その2号案のままではっていう、ままではということで整合性を持たせるということは2号案のままでは実現できないことが明らかとなりました。それで、その次に実現可能にするため条件を一部変更した案ではというふうにつなげていけばいいんでしょうか。
- ◆上杉栄一 委員 委員長。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 私はそれでいいと思います。2号案のままではということの2号案と、2号案を実現可能とするために条件を一部変更した案ということは違うものになるわけでしてね、これは。だから、あえて2号案のまま、これは元の2号案、これはこだわるようで申し訳ないけれども。ですから、2号案のままではということにして、2号案を実現可能とするために条件を一部変更した案ということとつなげていかればいいじゃないですか。

◆橋尾泰博 委員長 2号案を実現可能にするためというんですか。

◆房安光 副委員長 委員長、いいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい。ちょっと待ってね。なんだ、皆からいろいろ意見聞けばもう字句の整理が。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 これ文章表現上の問題なんですけども、ちょっと元に戻って申し訳ないですが、2号案を実現可能とするためにということであれば、2号案は実現不可能であったというのが対の言葉であるので、不可能だから可能にするためにと続くのが当たり前なんですよ。国語の表現上で言えば。だから、それはこだわりませんが、そこまで表現上のことを言われるんならそうですよということを一言申し上げておきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 皆さんだいたい似たり寄ったりだと思いますよ。報告書が提出されました。その報告書では2号案のままでは入れれば、入れる、入れなければよし、実現できないことが明らかになった。そこで、その案を実現可能とするため条件を一部変更し、その結果、概算工事費が31億、これですばりじゃないかな。うん。私は国語学者じゃないけども。うん。いけませんか、皆さん。

◆房安光 副委員長 結構です。

◆上紙光春 委員 もういっぺん言いましょうか。

(「いいです、いいです」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 2号案のままでは実現できないことが明らかとなりました。2号案を、ええ。今それぞれのポイント、ポイントを協議しておりますので、またつづくりを1枚の最終原稿にさせていただいて、また、再度確認を取らせていただいて、最終の報告書にまとめさせていただきたいというふうに思いますけれども、いろいろ御議論いただいた中で、もう一度皆さんのいただいた意見を、確認を含めてお示しをしてみたいと思います。その報告書は2号案のままでは実現できないことが明らかとなりました。2号案を実現可能にするため、条件を一部変更した案では概算工事費が31億円云々と、こういう件になると、皆さんの意見を集約すれば、ということとございます。ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 いいですか。はい。よろしいですか。御意見があれば今のときに言っておいってください。2号案を実現可能にするため条件を一部変更したということとございます。はい。それから、その次、協議の3でございますけれども、大変長い長文の原稿と言いますか、御提案をいただいております。ここまで、この検証結果を簡潔にとりまとめるということの方向で縷々協議をしてまいりましたけれども、大変なボリュームでございますので、ここで読み上げ

ることは差し控えたいと思いますが、1案、2案、それから3案、それから4案、4案は何も入れないということでございますけれども、4つの御意見が出てまいっております。この協議3の文面をお目通しをいただいて、どなたからでも結構でございます、御質問等がありましたら挙手の上お願いをいたします。長文でございますので、お読みいただければと思いますけれども。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** はい。協議事項で先ほど委員長の方から話があったように、1案、2案、3案、4案という1つの例文があるわけですが、私、この特別委員会が日本設計に委託した中身というのは、やはり20億の現本庁舎、ここの耐震改修と一部増築、それで20億、住民投票に付したというか、示したものを検証するということで、日本設計に委託したわけですので、日本設計に委託した報告書を先ほど出ているように、その2号案を実現可能にして一部変更した中で33億2,000万という、それから、工期が2年半ということが検証結果として出たわけですのでね、私はこのままで簡潔で特別委員会が日本設計に委託した目的はここではっきりと示されておるといふような思いがしております。

それで、市議会のこの臨時号を出すときにもいろいろと議論してきたわけです。その中で変更案の総事業費を算出という1つの項目はあるわけです。ここにも示しているように、先ほど申し上げましたように工事費は33億2,000万、設計・監理費を含む33億2,000万でね、工期が2年半になるというものでしたというかたちで、だって、このときもいろいろ議論したわけです。その文化財の調査費、それからヒ素の残土処分の廃棄物の問題等々についても議論したわけですが、この問題については、やはり検証、日本設計にこれを検証してというかたちで出した数字ではなくして、市の執行部の方がこういった費用もかかりますよというかたちで示したもんですから、あえて日本設計の報告書には長いその1～4案までありますけどね、こういったことを載せないでそのまま何もしないでいいではないかという思いがしております。仮に入れるとしたら、入れるとしたら、やはり議会の臨時号で市民に知らせた、さっき私が申し上げましたその変更案の総事業費の算出の中で工期が2年半になります、なるというものでしたと。それで、付け加えるとすれば、なおこの金額はというかたちですと示している、含まれておりませんというかたちの文章をつけて報告すれば、これで十分だというふうに私は思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。今の上田委員の御提案は、その6、7の文章ですね、33億2,000万、工期は約2年半となることが提示されたというところで、あとは8番に移ればいいのではないかと基本的には。ただ、入れるとすれば議会だよりで出しました最後のページですよ、変更案の、調査業務報告書では耐震改修などの工事にかかる費用が33億2,000万、設計・監理料を含むになり、工期が2年半になるというものでした。これが先ほどの7番の最後の件になるわけですが、そのあとで入れるとすれば議会だよりで書いておるように、なおこの金額には機器の耐震固定と配管類の耐震指示にかかる費用や工事期間中の引っ越しに伴う仮内装工事、設備工事にかかる費用、廃棄物の処理などのその他費用は含まれていませんという記載でいいのではないかと、入れるとすれば、というような御提案であったというふうに聞かしていただきました。その他の委員のかたで御提案なり、御質問なりございましたらお願いしたいと思います

ます。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 今、上田委員の方から提案と言いますか、それがありませんけれども、既歴の長い上田委員に1期の私がこんなこと言うのもあれなんですけれども、この特別委員会の目的というのは、ここの委員会の名称にもあるように、庁舎の耐震改修等に関することについての調査検討することであって、先ほど申された日本設計に委託して検証を受けたというのは、その調査のうち的一部分、知見の活用をやったものの検証結果の報告であって、この委員会の報告書の中にそれだけを入れるというのは、全くその目的を達成してないと、私は、これは考えます。あくまでその中的一部分がこの知見の活用の報告書を報告をすることであり、それ全てこの委員会の中で明らかになったこと、先ほどから言われているように汚染土壌の処理費とか、そういうのも明らかになったわけです。これは、執行部の方から出てきたと、これはその中の1つのものであって、その知見の活用の部分だけを委員長の報告として出すというのは、全くこれは委員会の目的を達成してないものだと私は思います。中身についてはこれから議論すればいいと思いますけれども、考え方として、私は全て明らかになったことは市民のかたに対して報告することがこの特別委員会の義務であり、議会の責任として報告すべきものだと私は考えますので、これは強く要求いたします。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。その他の委員のかたでの御発言ございますでしょうか。はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 私も島谷委員と同じ意見になりますけれども、いわゆる今回の工事をする直接的な起因において、こういった当初は別途だと言われていたものが明らかになったわけですね、これはその改めて載せないという方が私はおかしいなという気がいたします。建築をするにあたって直接これはもう明らかになったことですから、文化財にしても然りですし、あるいはそのヒ素の処分の問題にしても調査をやる中でそういったことが明らかになったということを受けて委員会としてやはりきちっとそれを受け止めて、この程度の金額はかかりますよということで、私は報告書にきちっと明記すべきだと思っております。はい。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。

◆**湯口史章 委員** それともう1つね、

◆**橋尾泰博 委員長** はい。

◆**湯口史章 委員** 付け加えますと、日本設計のその概算事業費の中に、実は細かいことを言うと含まれていないものもあるわけですね、そういうものまで載せるか云々ということについてはそこまでの必要はないとは思いますが、今回のこの10億何がしに関わるような部分というのは大きなことですので、これは載せた方がいいという意味です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 委員長報告を作るにあたって、そのやっぱり気をつけないといけないと思うのは、その主語ですね、誰がこう述べたのかとか、こういう見解を出したのかとか、そこが曖昧になると本当に訳のわからん報告になるなと思います。例えば、その土壌の処理のことについてもこれは日本設計が検証したわけではないですよ。当局が示したということなので、何が検証の中身で、何が検証の中身でないのかという、そこがやっぱりちょっとはっきりわか

るようにしないと書く、書かないは別としてもやっぱりそういったことがはっきりと示されるものでないといけないと思います。

それと、今言われているところですね、この工期が2年半となることが提示されましたというところで終わるといふね、あくまでもこれは報告書の中身であるので、私としてはその7番となる、じゃあその報告が出されたものを、じゃあ委員会としてどう評価するんかと、どう考えていくんかと、それを、その知見を活用していくということであればね、その議論がされてない中でどうしてもこの委員長報告をまとめるのであれば、上田委員の言われるようにそこ止まりだなと思います。それで、その部分を議論をしないと言葉は出てこないと言いますか、続かないなと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 今、10億何がしを載せるか載せないかという議論になっておるわけですけど、我々がその住民投票に示した案をやはり議論して検証しているわけですので、やはり住民投票に示したときにはもう示した3点セット、それを検証してもらおうと。ですから、この文化財とか、土壌の汚染、廃棄物の問題はやはり基本設計のときに検証は検証でして、基本設計の段階でこういったものがかかるということを示せばいいと思いますよ。ですから、我々の今回の目的は住民投票にかけた案件を、やはり検証しているわけですから、それ以外のものを含めてこれだけかかりますというふうな報告は、私はする必要はないというふうに思っています。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 上田委員さんの言われることは、じゃあ、例えばですよ、建築基準法の関係で既存遡及が明らかになったと、これは我々が検証作業の中で、当局が回答したわけですけども、ではそれのことについては載せないというような話なんですか。全くそれと同じことでしてね、建物を建てるということは、まず基礎をするためには当然掘るわけですよ、土は出てくるわけですよ。それは処分を必ずしなきゃいけない。それで、特別委員会の議論の中でそれが明らかになった以上はこの部分を除くような報告書をまとめること自体が、委員会は何をやっていたということですよ。これはもう知見をやられて、鳥取市の当局がやろうがやらまいが、これは明らかになったということですから、あるいは文化財にしてもそうですよ、文化財調査をやらなくてはいけなくなった、こういったことを別途だったからというような扱いでやれることの方が私は市民にとってはわかりにくいと思いますよ。だから、私は載せるべきだと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、御意見いただきました。その他ありますか。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 島谷委員、湯口委員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、さらにもうちょっと付け加えてほしいんですが、総額で43億2,000万ですか、10億2,000万余分にかかると、これは当然のことです。ただ、その変更案で示された金額、工期があるわけですけども、それをそのままやればこれはいいんですよという話では決していないんですね。これは元々委員長の報告書の案の中にもあったんですが、それを実行するとしてもさまざまな課題がありますということも指摘されとるわけです。さらに、それだけ錢かかるんだったら新しく建てたらどうですかと、この場でも議論されましたけどね、そのことについてということも示されておる。

じゃあ、結局結論的には事務所協会が検討会の折に出した報告書のとおりになってきているんじゃないかということも申し上げた。私はやっぱり検討会の二の舞を踏まないためには、全てこれらを委員長報告に盛り込んで結論とすべきであるというふうに考えます。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。皆さんの御意見はいただきました。それで、ここの協議の3の部分ですけれども、言えば大変な字数でございます、ここだけでも600字くらいあるんですかね、その中でポイントが、今はその他費用というところが少し中心でありましたし、今、房安委員の方からの建築士協会のことも出てまいりました。それから新築案も出てまいりました。ポイントは3つあるかと思います。その3つがあるからこそこれだけ字数の多い案が出て来たんだろうというふうに思います。これを1つひとつこの場で議論することどうなんでしょう。この長文の文章が2つ出ておりまして、案3と案4は非常に短いんですが、どういう進め方をしましょうかね、この600字のこの長文、これをすべてこれで委員会で諒として掲載をすると、報告をするということにはなかなか難しいではないのかというふうに私は思っております。今までの協議の進め方をみておりまして、できるだけ簡潔に取りまとめをしよう。それから報告書を取りまとめるにあたって、この日本設計さんとの検証を一つの基本として簡潔にまとめていこうという流れで来ておりますので、そういうことも含めまして、もう少し御議論をいただいて、今の御議論の状態であれば、また少し休憩を取らせていただいて、各会派もう一度検討していただいて、できるだけ簡潔にまとめて、もう一度再提案していただくということはどうでしょうか。

◆**桑田達也 委員** はい。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 委員長がおっしゃるように、この内容を簡潔にまとめるということは私も賛成です。それで、ただいまここに示されております内容は、論点が3つあって埋蔵文化調査、土壤汚染対策などのその他費用のこと、それから43.4億円あれば同規模のものが新築できるということ。それからもう1点はこの住民投票の実施前に県の事務所協会、この報告書で指摘をされているとおりの結果であったという、この3つがこの論点ではないかと思うわけですが、この3つをそれぞれ盛り込むのか、盛り込まないかということだと思います、ここで示されているのは。それで、先ほど上田委員の方からありましたこの文言整理ですけども、なおこの金額は土壤汚染対策費とか、文化財調査費とかそういったことは盛り込まれていません、示されていませんという表現については、やはりこれは委員長報告ですから示されていないというよりも、やはり示すことの方が報告書としては、私は市民にわかりやすいし、正しいのではないかというふうに思いますし、委員会として先ほどほど申し上げましたこの3点については、特別委員会として報告も受け、また確認をしているところでもあろうかと思っておりますので、長い文章は必要はないと思いますけども、この伏せるのではなくて、市民に明らかに報告書として示すという、そういうことを前提にこの3点の問題をこの報告書の中に入れるか、入れないかというふうな議論をした方がよろしいかというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。この3点については、3点て言いますか、実際はこの特別委員会で議論した内容もありますし、議論してない内容もあります。それで、言

えば、この新築案の取り扱いというのも過去の特別委員会でいろいろございました。まだ特別委員会で意思統一を図っておるといふふうには私も理解をしておりません。そういうことも含めて、それぞれの会派が、会派の思いとして1つの案を、こうして出して来ておられるわけでございますし、特に案1の文章については下の6行ですか、これはここの会派だけこういう文言になっております。読み上げるわけにはいきませんが、こういうことも含めて、本当にもう一度その会派としてのお考えをしっかりと固めていただいて、できるだけ簡潔にできるものはする。

それから3つテーマがあるわけですが、3つとも載せるのか、あるいは上田委員が言われたように3つとも載せないのか、あるいはこの点とこの点だけはどうしてもこの報告書の取りまとめの中に上げていくというところの整理をしていただかないと大変長文なものですから、なかなかこの場でいろいろ議論してやるのも時間がかかるのかなという思いがいたしております。私としては、一旦各会派に持ち帰っていただいて、もう一度再検討していただいてという思いがございしますが、いかがでございましょうか。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤さん。

◆伊藤幾子 委員 まず委員長報告というものは、この特別委員会で議論されたことを載せるものと私は思っていますので、まずその3つ目の建築士協会ですか、その分は載せる必要はないと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆房安光 副委員長 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 休憩に入る前にちょっと確認としてですが、委員長報告の案にもその他費用の10億2,000万、それから今後検討すべき課題というのは元々委員長が書かれた内容にありましたので、それを確認をさせていただいておきます。

◆橋尾泰博 委員長 今、房安委員の方から私に対する御指摘がございました。私は今、新築案ということについては以前も申し上げましたけれども、掲載するのは控えた方がよろしいということは明解に申し上げております。私が課題として取り上げましたのは、報告書に記載してございました基本計画時に調査すべき事項、あるいは基本計画時に検討すべき事項、新第2庁舎の建物ボリュームに係る事項、建物性能に係る事項など多くの課題があるという表現で、皆さまがたにお示しをしたものでございます。そういうことでございますので、その点も確認をさせていただきたいというふうに思います。それでは、上田委員。

◆上田孝春 委員 休憩にということですが、そのあとでどうかと思ったけれども、私は私の考え方をちょっと申し上げておきたいというふうに思います。さっきの文化財、残土の問題も言いましたし、さっき伊藤さんの方が建築士事務所協会の話が出ました。これはこれで検討委員会や等々できちんとけじめがついているものですから、今、ここでこの特別委員会で議論する必要はないというふうに思っております。それといろんなさっき新築の話も出ましたけれども、この委員会が新築云々の議論じゃない、耐震改修一部増築の案を議論している中で、新築

の話がこの特別委員会で議論する事態はいかがなもんかというふうに思っております。それで、その日本設計から示された報告書を、その中で2章の分でやはり基本計画、基本設計のときに検討すべき事項、明らかになっておるわけですし、それから課題にもなっておるわけです。やはりそういったものが示されたというかたちで括って、あとは執行部に市に一任する。それで、市がその報告書を基本計画、基本設計のときに十分検討してやること。どういうふうにやるかということはやはり市長の判断決断、責任において私はやるべきであって、この委員会で細かいところまで新築のどうのこうのまで、委員長報告に載せることはやるべきじゃないというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 御意見ありますか。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 上田委員がそのように言われましたけど、この特別委員会の議論の中で2号案が実現できないということが明らかになった以上は、執行部に渡すときに、執行部を制約するような報告はそれはいけないと、なるべくそうしないようにしようというふうに確認したと思います。ですから片方の耐震改修を載せるだけということであれば、これはやっぱり一つの足かせになるじゃないかなと。それだけの銭をかけるんだったら新築という方法もありますよと、両論を併記した方が執行部の考え方を縛らないことになると思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 私ちょっと房安委員とはちょっと論点が違うんですけども、やはりこの報告書、委員長報告の中でその知見の活用を報告をするということになれば、その中で基本計画時に検討すべき事項ということでも出てきているわけですね。だから、それを大きくくりでするってということ、それをどういう表現でするのかってということで、上田さんが言われているのと、はっきり出すのか出さないのかで違うと思うんですけども、ここをきっちりどこまで出すかっていうことで、議論していけばいい、これは休憩後いいんですけども、私は報告書にあることについては出していくべきだと、どういうかたちであれね。すべて出すっていうんではなくても、必要な部分については出していくべきだというふうに私はこの報告書の中身については思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 房安副委員長が、執行部に議会として縛りをかけちゃいけないということ、私はかけようと思いませんよ。だから、日本設計が検証した結果を素直に執行部に提示して、基本計画基本設計のときにそれを参考にしてどういったかたちがいいかということを選択してもらえばいいことですよ。そのことを申し上げておるだけでね、縛りをかけてこうしなさい、ああしなさいというようなこと議会がするべきもんじゃないし、それは市長が、市長が自分の判断でこうした方がいいじゃないかと、やはり住民投票の結果を尊重しながらしっかり結果を踏まえて、その中でどういったかたちがいいかというかたちで市長が判断すればいいと思う、それは責任において自分の。ややもすると、委員長報告があった、議会がこう言ったこうしたものがあったというかたちで、市長が議会の責任のようなかたちで自分の責任を議会に転嫁するようなかたちは、私は取ってほしくないから、そういったことがあってはならんから、あえて申し上げているわけですし、執行部に縛りをかけようというような思いで僕は申し上げてお

りません。

◆房安光 副委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと待って。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 上田委員のおっしゃることには100%賛同します。ただ、その表現をどうするかということの問題だけだというふうに理解をしますので、それは休憩後にどういう表現方法にするかということを議論いたしたいとそう考えます。

◆伊藤幾子 委員 はい、委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっととんでもないことが出るとなると、絶対100%賛同できませんよ。その執行部を縛るものじゃいけないって、私は住民投票の結果で現在地で耐震改修一部増築案っていうものが選ばれたわけでしょ。だからそこ、それでやれということでしょ。いや、でも私、今の話を聞いていたら新築も両論併記でどうのこうのということ縛りをかけない、ただ、ここに書く、書かんの問題じゃなくて、考え方としてちょっと私はちょっとおかしいなと思ったんですけど、それで、その房安委員さんが両論併記って言われましたよね、報告書に出て来ているわけなのでね。これ両論併記したら本当に検証した意味ないと私は思います。とにかく住民投票の結果を受けて、ここの場所ですべてどうしていかってということなわけね、何かすごくおかしな話になりますよ、それと委員会の中で、日本設計の方が怒らないで聞いてくださいということで、この新築も、この金額があればできますよという話が出ましたよね、それで、委員会の中でも分れたわけですよ、そのことを報告書に載せることをどうするのかと、そうやって分かれたことを出ているからって載せましょうと、単純な話にはならないと私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆上田孝春 委員 すいません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 伊藤さんに誤解のないように申し上げますけど、私はさっき言ったように住民投票の結果を市長がしっかりと受け止めた中で、どういうふうに判断するかは、これは市長の判断ですから、いやいや、この報告書ですよ、いろんな、この今回の検証結果を踏まえて、いろんな検討すべき課題が出たでしょう。それをどういうふうに市長が判断するか、でも我々がどうせいこうせいは言えません。だけど、その基本には住民投票やったという、その市民の結果、判断をやっぱり市長がしっかりと受け止めて、受け止めた上で、それを、基本計画を立ててほしいということをお願いしているわけですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 縛りはかけないということは、この委員会でもかなり議論があって、執行サイドからすれば、我々としては委員長報告、この委員会を、委員会で議論をして最終的には委員長報告を出すんだけど、それが、そのまま手かせ足かけにはなるのではない、足かけにするべきではないよということは、この委員会でも確か議論したというふうに思っておりますし、そういう方向だというふうに思っております。それから、今いろんなボリューム、建物ボ

リユームに関する問題とか、新築もありきというような問題ですけども、これはあくまでも今後の課題ということでの報告であって、選択肢としてこれがあるということではないわけですね、ないわけです。新築でいくか、ここには書き方からすれば43億も掛かるんだったら建てた方が、そっちの方が安い、そちらの方がいいですよというような書き方だけでも、これは、それは方針とかそういう方向ではないわけで、課題の1つなんです、課題の1つ。

それで、ここにあるのが今後の課題の中の4-1~4-3までであって、要するにその他の中に全面建替案というのものもあるわけで、これはそういった提案でもなんでもないわけですね、なんか全面建替案というのが、要するに43億も掛かるんだったらそういう案もあるというようなかたちで言われているんだけど、これはあくまでも、今後の課題の中の1つの中にこういう方向、こういう課題もあるんだよということですから、なんかそのあたりが非常にそれこそクローズアップだけされてしまって、あれがなかったら、これだという話になってること自体が少し私はあまり、この今後の課題の中で4-1~4-3までであって、4-3というのは全面建替案というのはあくまでも4-3その他の課題になっているわけなんですわ、だからこれはやはり、今日これから休憩して、この辺、文言まとめるのであるならば、このことについてもしっかり議論をしていかないと、非常になんか新聞報道でも、全面建替案が非常にクローズアップになっちゃって、これでなしに、そっちにいくんじゃないかというようなこともあるけれども、あくまで委員会としては、委員長報告の中で今後の課題の中の1つだということで、これは認識していただかないと、非常に議論がおかしくなってしまうというふうに思っております。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 多数決でその報告書の中に課題の1つとして載せられることになりました。でもほんとにそれが課題なのかどうかですよ、もともと検証やっていく経過を考えたときに、やっぱりそこは十分考えないといけないと思うし、それと、私、房安委員さんが上田委員さんに100%同感だって言われたのがごっつい気になっていて、だからそうやって言ったんですよ。はい、わかってください。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今議論になっております今後の課題、これも日本設計の最終報告書からすれば、2ページに渡る大変なボリュームでございます。それと、今検討しております協議3の各会派から出ております1つの提案ですね、これも大変長い文章でございますので、これはこの場で少しずつチェックするというのはちょっと難しいというふうに私自身判断をいたします。そこでもう一度、各会派にお持ち帰りをいただいて、今の各委員の御議論を聞いていただいておまして、この部分とこの部分はどうしても載せないといけん、この部分は割愛をしようという、できるだけ簡潔にまとめていただいて、その中でもう一度議論を再開をしてみたいというふうに思います。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 各会派で考えてくださいということについては、異論は申し上げませんが、要するに我々が検証をやったのは第1章なんですよ、第1章、それで、変更案というのは別に検証でもなんでもないわけですし、より近いかたちで変更案を作って、じゃあ事業費も算

出してみてくださいということなんです。しかし、その中には多くの課題も指摘がされてますよということなんです。それで、結果的に43億かかるのであれば新築も建ちますよというの、これも理屈なんです、要は裏を返せばこの工法、このやり方では非常にコストの高い改修案になっているということなんです、平たく言えば。新築が建っちゃうほどお金をかけている耐震改修案だということなんです。だから、そこに大きな課題がありますよということなんです、というふうには私は理解してましてね、だからあまり皆さんがなんか新築だと言ったら新築建てるかのごとくに厳しい御意見が出ますけど、私はそんなふうには受け取っていません。

◆橋尾泰博 委員長 その検証であって、変更案は今みたいに検証でなくして、言えば私の受け取るニュアンスからすれば、できる方法として積算をしてもらった、言えばこれはもう参考みたいな、いうふうには受け取るわけですが、私は委員長を受けさせていただくときに思っておりますのは、住民の皆さんに最終判断を委ねた、それで、市民の皆さんは今の場所であり大きなお金をかけないで地震の保有耐力と言うんですか、地震に強い建物を整備してくださいよという意思を示された。それを我々議会がそれを受け止めて、どういうかたちで実現できる方を考えていくか、検証していくかということで、その方向にまず向かっていかないといけないというのが基本的な姿勢だというふうには思っております、これはもう皆さん一緒だろうと思えます。その中で当初想定しておった工法ですね、これができないということが明らかになってできる方法で検証したということでもあります。

ただ、我々の議員、委員と言いますか。委員9人できちっと定義付けもし、検証いたしてまいりました。それで、工事費が管理費も入れて33億2,000万という数字が現実に出てまいりました。ただ、これもまだ基本計画にいつてませんよね、我々も鳥取市がどういう耐震、整備計画をお持ちなのか、それと議会との思いもこう擦り合わせをして、何カ月後かには基本計画というかたちでまとまってくるんだろうというふうには思いますが、そういうことで、まだまだこう計画であり、その計画の内容によっては金額が動いてくるという、まだ不確定な要素もありますので、我々の基本的なスタンスとしては市民の皆さんの選択をできる方向で議論していこうと、このスタンスだけは我々9名が忘れてはいけないというふうには思っております。そういうことでいろいろ皆さんの御意見いただきましたけれども、大変、はい、桑田委員、はい。

◆桑田達也 委員 1つだけ、2つ、この指摘というか、確認をしておきたいんですけども、先ほどから出ておりますが、この住民投票で選ばれた御意見、これと2号案は違うんだというようなことは言わないでいただきたい、こういう認識があってはいけないということ、それ自体が2号案ですから、そのあたりを要するにこのないまぜにしてしまうようなことはしないでいただきたいと、そうでなければ私たちが今日までこの2号案について検証してきたこと自体が根底のところまでひっくり返ってしまいますから、そのことを1点。それから、もう1つ先ほど、伊藤委員さんがよくおっしゃるんですけども、調査結果の中に、例えばですよ、先ほどの調査結果の中に、この新築の2号案では実現できないから2号案に沿った検証ということをやっている、2章のところ、新築もできますよというような、これがベストプランじゃありませんよ、私たちもそれを認めているわけではなくて、そういう日本設計さんの1つの2号案ができ

なかった、じゃあできるようにということで上田委員や橋尾委員長がいろいろ調整会議でいろいろ質問されました。そのことについてずっと議論を重ねてきて1つの参考というかたちでこういうことが出てきた。だから、こういう新築案というものがあるから、この調査報告書については全体の評価を改めてしないといけないというような、こういう議論は、私は違うと思う。やめていただきたい。全体を一くくりにして、そういうこの導き出された結果を持って、こういうことがあるから、新築案があるからとか、そういうことが参考として述べられているから、調査報告書そのものが改めて評価しないと、評価にしないといけないんだと、事実は事実して認めるけども、調査報告書の評価は改めてしないといけないというような、こういう議論は私は納得できませんね。

それと、何度も言いますがけども、ぜひ委員長、この2号案ということと、それからこの住民投票で選ばれた市民の意思というものとなにか区別をされるようなことは、されない方がいいと思います。返って議論がまた元に戻るようなことになりますから、このことは共通認識としてこれからも2号案、これは住民の多くの皆さんの住民投票の結果で示されたのが2号案ですから、そのことを検証してきたのがこの特別委員会であるということ、この2点指摘をしておきたいし、確認をさせていただきたいと思います。

◆伊藤幾子 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私は、この新築もできるというようなことが報告書に載せられているから、全体として評価できないというような、そういうことはないですよ、忘れないでくださいよ。私そもそも検証自体に反対しているんですから、だからですよ、こんな1つ入っているからどうのこうのでないですよ。

◆橋尾泰博 委員長 今の議論聞かせていただいていたら、こう一旦持ち帰っていただいて、整理をしていただいて、その後に議論する内容だろうというふうに思いますので。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 この時間をどれだけとるか知らんけどね、果たしてこれがある程度まとめがそれぞれ会派できますかな、うちはなかなか、今のこの間に全部をまとめて方向付けを出すということが非常に難しいというふうに判断をしておるわけですけどね、その辺を各会派どういうふうに受け止めておられるんかね、ですから、休憩をして、どれだけの時間の間に集約ができるか知らんけれども、これは今日はなかなか難しいじゃないかというふうに私は判断をしますけど。

◆橋尾泰博 委員長 今、上田委員からそのような意見が出たんですけども、委員の皆さんには御意見があると思います。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 上田委員のそのことにつきましては、私はそういう認識は持っておりません、できると思います。この傍聴されているかたには配られていませんけども、私たちの手元にある、それぞれの各会派のまとめてきたものがありますからね、これに基づいていけば最終報告書の結果については、会派結さんは3行のみ書いていらっしやいます。それで、ここの中には先ほどの埋蔵文化財調査とか、土壌汚染対策にかかるその他費用のことは書かれておりません。あとの会派は、しっかり書いてある。書いてあるじゃなくて書いてありますね。それから、委

員会としての方針第7番目、これについては、会派結さんの議論の結果としては記載なしというふうに書いてありますね。ですから、特にこの特別委員会で諮る必要はないということだと思いますから、要は今協議の3、③で出ている案1、案2、案3、案4、これそれぞれどれがいいのかということ議論すれば終わる話じゃないでしょうか。

◆房安光 副委員長 要するに、これ、これですればいいということでしょう、桑田さんが言っているのは。要するに、これで議論すりゃええということ、各会派が案として出したもの、結さんは結さんが出したのがあるわけですから。

◆橋尾泰博 委員長 これ、違うんか。

◆房安光 副委員長 いやいや、これは例の打ち合わせで。

◆橋尾泰博 委員長 これは何の資料だいな。

◆房安光 副委員長 それは、これを転載してある。これをこっちに。

◆橋尾泰博 委員長 でしょう。

◆房安光 副委員長 だから、これは新だし、これは清和会だし、これは結だ。

◆橋尾泰博 委員長 そしたら、この長文で書いて出していただいているところが2つ会派がございます。この2つの会派のかたに大変ご足労ですけども、再度御検討いただきたいというふうに思います。どれくらい時間とらせていただいたら会派の調整がつくでしょうか。1時間ぐらいいるかな。どれくらいとったらいかな、1時間。長い文章を書いているところの意見を聞かないといけん。なら、4時半までにしょうか、35分。はい。それでは今3時55分でございますけども、4時半まで休憩をとらせていただきたいと思います。各会派で御検討をよろしく願いをいたします。

午後3時55分 休憩

午後4時30分 再開

◆橋尾泰博 委員長 それでは、特別委員会を再開をいたします。各会派でそれぞれの会派の御意見をまとめていただいたというふうに思います。それでは、ご指名申し上げますので御提案をお願いをしたいと思います。まず、最初に上杉委員の方から新の方のお考えを聞かせていただけますか。

◆上杉栄一 委員 新の案については、大変長いということもありますし、それで実は案の2なんですけども、案の1については、これはもう少し長いし、くどいということもありましたし、いろいろ指摘もありましたんで、案の2のこれは清和会さんが出している案、これを基本的にそれこそ簡潔にしたらどうだろうかということで、私どもの方としては、まずはその案の1の私どもの出した案につきましては、これを撤回をして、案の2でまとめていただければということになりました。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは上田委員の方からお願いをいたします。

◆上田孝春 委員 はい。うちの方は記載をしないというかたちの結論的には何も入れないということ。先ほども申し上げましたけれども、土壌汚染、文化財こういったものの10億云々

という問題は今回の検証から外れているということと、それから他の会派の方から40数億あれば新築云々という数字も出ておりますけれども、やはり検証、今回するのはその耐震改修一部増築、住民投票にかけたこれが基本ですからね、今ここになってから新築云々ということが出ることがおかしいということと、それから日本設計の1つの検証のときの話なんですけど、10月の29日ですか、29日の日本設計のその考え方の中で、この日本設計自身がこの検証から外れるがという1つの考え方の中で、新築できると判断はしてはいないというふうな文言も出ていますし、可能性があるという1つの文言が出ておりますけどね、ここで日本設計もはっきりと新築が云々という話は出ていませんので、これも検証からこれ自体も外れることであるから、こういったことをもう入れるべきじゃないという1つのうちの考え方です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、清和会さんはどなたが。はい、じゃ、上紙委員さんよろしいですか。

◆上紙光春 委員 私のところでは、今、上杉委員がおっしゃったこととほぼ同様でございます。この議論を続けましても平行線、あくまでも平行線たどるじゃないかということで、ただし、新築の問題も参考意見としてはあったのもこれも事実でございますし、それから住民投票実施前に鳥取県建築事務所協会からもまったく同じじゃないですけども、同様の指摘がされたということもやっぱり盛組むべきじゃないかというのが基本でございます。そこで、案の2のまたから始まりまして、それで3行目の今後の課題としてをとって明らかになりました。なお、新第2庁舎の建築、建物ボリュームにかかる事項、建物性能にかかる事項、基本計画時に調査すべき事項、総額43億4,000万円あれば同規模なものが新築できるなど検討すべき参考意見として説明をされましたと、参考意見と示されましたと以上が本特別委員会における、最後の住民投票実施前に鳥取県建築事務所協会からも指摘されているところでもあります。これは我々が議論したことじゃないですけども、そういう一石もありましたということとをさらりとやっぱり触れるべきじゃないかというのが意見でございます。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 具体的に今御提案をいただいたんですけども、ちょっと確認をさせていただきます。上から3行目までが明らかとなりました。そこまでは生きていうことですね。それで、今後の課題としてということとを削除するということですか。はい。削除をしてその間になおという言葉が入るわけですね。なお、新第2庁舎の建物ボリュームにかかる事項、建物性能にかかる事項、基本計画時に調査すべき事項、総額43億4,000万円あれば同規模のものが新築できるなど検討すべき課題を検討すべき参考意見として示されましたか。それで、その次に移ってきて、以上が本特別委員会における住民投票の際に議会が示した案についての調査研究の報告となりますが、議会で決定した選択肢の1つが原案どおりには実現できないことが明らかとなったことについては住民投票実施前に鳥取県建築士事務所協会にも指摘されていたものであります。こういう流れになるということですね。はい、ありがとうございます。それから桑田委員。

◆桑田達也 委員 この調査報告書の事実に基づいたこの委員長報告ということであれば、やはり埋蔵文化財調査であるとか、また新築云々というようなことをやっぱり入れるべきではないかというふうに思います。今の案の2ということが示されておりますけども、私どももそれによろしいと思います。先ほど、上紙委員の方から提出者である清和会さんの方から少し文言の修

正がありましたので字句の修正がありましたので、そのとおりでよろしいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。まず、建築士事務所協会の分は要りません。それと新築のことも要りません。それとあと、埋蔵文化財、土壌汚染対策のこの10億2,000万のことなんですが、この間、その調整会議、特別委員会でいろいろ検証されている過程でそのマスコミ報道の中で、あたかも元々の20.8億円の中にこの分も含まれているかのようになんか43億になりましたよ、みたいなそういった報道もあってすごく市民に誤解を私は招いていると思うんですよね。それで、委員長報告をする場合に、もう本当にその誤解をまた招くような書き方にどうしてもなってしまうんだったら私もう要らないかなあと。それで、書くのであれば、やっぱりこれは日本設計が検証したものではありません。あくまでも当局がいつか新聞の広告にも、市がやっていることと議会がやっていることで広告出したこともありますけれども、やはりこれは当局がやったということで、元々のその20億の案には含まれてないということで報告をするのであれば、誤解を招かないような報告をするのであれば私はそれも有りだと思いますけども、とにかく市民が本当に誤解をしやすいようなことだけはやっぱり避けるべきだと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 さっきちょっと報告することが抜けとったわけですけど、県の設計事務所協会の件です。これは正直言って、この特別委員会でこの議論をしたわけでもないし、ましてそういった状況の中でこの特別委員会で報告する、報告の中に入れるということ自体は、私はうちの会派としてはだめだということです。それで、次、これだけにしておきますが、これ県の設計事務所協会のことを言えば、また議論が深まりますからとりあえずこの委員会で、特別委員会で議論していない案件だから入れる必要はないということを申し上げておきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、お聞きをいただきましたように各委員と言いますか、各会派の御意向が明らかになってまいりました。ただいまの報告を受けまして、これから議論をしていただき、意見集約に入らせていただきたいというふうに思います。どなたからでも結構でございます。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 まず、伊藤委員が言われました10億2,000万の件ですけども、私はこのような表現で入れることによって市民の誤解が解けると初めて。20億8,000万とは別だったなあということが非常によくわかる記載だと思いますので、ぜひともこれを入れた方が市民の理解が深まるんじゃないかというふうに考えます。それから、事務所協会の件ですが、上田委員は今委員会では1回も議論をされておらんことなんで載せるべきでないということでございますが、各会派から出された報告書の案というのをまとめたものが事務局で作成をされております。それで、これをこの最終報告書を検討する特別委員会の場に、これも持参をしてくださいよということになっております。ということは、この中には建築士事務所協会の件も含まれておりますので、私はまったく議論の対象となっていないという上田委員のお言葉ですけども、私は議論の対象にはっきりなっているんだと申し上げます。

◆橋尾泰博 委員長 はい。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 各会派からのそのまとめた分には出ております。ですけれども、この委員会で、この県の設計事務所協会の問題がどうのこうのという議論されたわけじゃないわけです。そのことを私は申し上げているわけですし、それと今回、県の設計事務所協会の話が出ていますけど、この問題はこれ以前の住民投票にかける以前の検討委員会で議論をして一旦、そこで消えている問題ですから、確かに、あの時の議論の過程を上杉委員もおりますし、他の委員も傍聴しておって知っておられると思いますけれども、そもそもあの時の県の設計事務所協会のこの出してきた問題が駄目だというふうに判断をして、それを控えたのはやはり契約内容と、契約内容と出てきたものが全く違うという1つの判断の中で、そういったものを検討委員会として、事務局として、結局、議会事務局との契約になっていましたから、議会事務局との契約の内容と全く違うということであれば却下したわけですから、それで、県の設計事務所協会と契約の関わりの中でどういうふうな条件で県の設計事務所協会に委託したか、そこはわかりませんよ。ですけれども、設計事務所協会と結んだ契約とは全く違うという1つの判断であれば、検討委員会としては下げたわけですからね、やっぱりその問題を今この特別委員会で持ちこんで云々ということは、私は駄目だというふうに思いますよ。

◆**房安光 副委員長** はい。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、房安委員。

◆**房安光 副委員長** ああいうかたちで事務所協会の報告書というのが検討会で随分激論がありましたけれども、それが抹殺されたと、十分な中身の検証ができてなかった。あそこで十分な検証をして150台止められませんか、この工法では出来ませんよという検証結果が示されてあることがちゃんと議論をされておいたら、こんな間違いになってなかったんですよ。あそこで間違っているからこういうことになっている。その反省がないから私はあえてここに載せるべきだと申し上げているわけです。あれを本当にちゃんと真面目に中身を見たら37億4000万は別として、150台駄目ですよと1階の土間コン駄目ですよとみんな書いてあるじゃないですか、全く同じですよ。その検証の結果を真摯に検討会が受け止めていたら、こんな問題には僕はなっていないと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** はい。房安さんと私がここで議論するあれはないですけど、結局あのときに契約内容にきちっと書いてあったことを検証しようというかたちで、お願いしようというかたちで県の設計事務所協会に委託したわけですから、契約内容をきちっと議論して、検証してもらおう項目をきちっと出して、そこで出しておるわけですから、それをそこまでしておる契約内容と全く違うものが出てきて、じゃ、それが許されるんですか。そういった議論の中で、あれは却下というか、控えてもらったわけですから、議論にならなかったというそれなりの理由があるわけですからね。今ここにきてその問題がこの特別委員会で議論することは駄目ですよ。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 今の上田委員の反論を聞いておりますと、契約行為そのものについて云々というようなことについて言われるから、私は非常にややこしい話になるんだろうと思うんですよ。この契約行為云々については住民監査請求も出て、監査委員の方では却下しておられるわ

けでして、違法性はないと。そのことについて、いつまでもそういう御意見を言われるということについて、私は理解に苦しむ。異論があるんなら訴訟でも起こされるってということなのかな。これは住民監査請求も出たわけで、一定の方針は出たわけですよ。契約行為について違法性はないということで。あまりこの議論して欲しくない。言わなきゃいけないから。ともう1つ言えば、あくまでも検討会の中で合意をされて委託をされたわけですね、これ、議会が。議会がですよ、これは少なくとも。それで、あの中にはよく読んでみると今回の日本設計さんとはまとめ方が違いますけども、やはりあの条件では使いながらしてはできませんよと実現不可能ですというのが彼らの結論なんです。それで、その上で、じゃあどういう方法があるんでしょうかと、実現可能な方法はこの1つの提案として示されたのがあの案であるわけですね、その内容について今回のように細かく手順を踏んだかというのは、私は決してそうは思いませんけども、あの当時の時間的な制約であったり、状況の判断の中でああいうかたちで進んだらというふうには私は理解しているんですわ。だからあれも1つの案でして、実現可能な方法とすれば。

だから、そのことについて、いつまでもそういう御意見を言われるのは、特にこういう場で私はいかかなんかと思います。それからもう1つ、これ伊藤さんの方にですか、この10億2,000万確かにこれは当時は別途工事ということでした。しかし、住民にはそれは届いていない、一般的に。だから20億が40億になったというような御意見になるんですよ、非常に。それで、ここに書いているのは住民投票の際には詳細が不明であったということをはっきり謳っておるわけですね、我々は。それと共産党さんのこの当初出しておられる案にも、10億のことについて触れておられるじゃないですか。だからその部分で誤解のないようにということであれば、もう少し、もう一歩文言に何か修正をということであれば私は理解しますけどね。それともう1つ言えば、日本設計が検証するような話ではないですよ、これは。文化財調査が必要だというのは市当局がもう調査をやる中で明らかになっているわけですから、何を日本設計にこんなことを検証させるんですか。そんな必要は一切ない。ヒ素の問題にしてもこれは調査をやって、ヒ素が出るということが明らかになって、それで、その量については日本設計が量を出しておられるわけですよ。それに実勢価格とよく言われる皆さんが3万2,000円という直近の一番安い価格で今まで処分してきた方法の数値を入れられて弾かれたということですし、あるいは他のものもありますよね、下水道の移設本館云々ということについても工法的にやられる上でどうしてもそこに当たりますよと、だから移設しなきゃいけないよと、これはまさに日本設計の判断ですよ、このことについては工事を進める上で。

あともう1つ最後の調査費等については当然今後やられる上でボーリング調査をやることで杭の長さを設定したりとか、測量もきちっとしてやりましょうという、そういう調査費を上げておられるということでもありますから、だからこれを載せなくていいというような判断をされるのは私は理解に苦しむ。これは必要不可欠なものですよ。工事を進められる一体のものですよ、これは。だから、わかりやすくもう少ししろというのであれば、当初は別途でしたと、そういうことであれば私は理解しますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** はい。湯口委員から、設計事務所協会の話が今ここで出て云々というような話がありましたけど、私もこの席で、この特別委員会で設計事務所協会のことを云々言いたくないです、正直言って。だけど、県の設計事務所協会の話が出てきたから言わざるを得ないかたちで申し上げておるわけでして、それで、県の設計事務所協会が新たなああいった30何億の提案をしてきましたでしょう。じゃああれでいいからそういったかたちで検討してくださいと誰が言ったの。誰も言っていないんです、あれ。誰も言っていない。契約にもないし、誰がそういったできる方法で検証というか、案を出して下さいと誰が言ったんですか。特別委員会では言っていないですよ。それであつたら、その言った人が責任取るべきですよ。こういった議論までせならんようになるから私はあえてこの問題を、この場で言いたくないですよ。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、湯口委員。

◆**湯口史章 委員** 誰が言ったか、誰が言わなかったか私は知りませんが、検討会でどういう議論があつて、最終的にこの報告書が、いわゆる大きな材料として生かせなかったというのは、これはどういう理由であれ事実ですよ。検証結果は同じ結果を出しているんですよ、事務所協会は。それ以後の要は実現可能なプランについて、誰が認めたか誰が認めてないかというのはまさに検討会の皆さんが御議論されたことでしょうから、私が云々言うことは差し控えますけど。ただし、免震をやりながら工事が使いながらしてはできませんよというまさに同じ結論なんですよ、ここの部分は。だから、私は載せておけばいいという考えですわ。同じ過ちを二度もやるんですかということが私は言いたいわけでしてね。

◆**橋尾泰博 委員長** 上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 検討会で県の建築士事務所協会の報告結果が、いわゆる当初の要するに頼んだことまで、頼んでもないことまでやったということで、結果としてはそれは認めないということになったわけですけども、さっきの認める、認めない話ではなくして報告書の中でこの案ではできないということの事実、これをここに上げているわけでしてね、ですから30数億かかったこととか、立駐したこととかということではなくして、原案を検証したら、これはできなかったという事実、このことを上げているだけの話です、これは。だから、建築士事務所協会の検証結果が無効とか有効とかの問題ではないわけで、出てきた事実でこれは日本設計から出ている調査報告書との事実とは一緒だというそれだけの話です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** まず、その10.2億円の件ですが、うちの会派が出したのは住民投票の際には詳細な積算ができなかった埋蔵文化財と続くんですけども、結局、私が言いたいのは、これはあくまでも市当局が、量は、それは日本設計のそういう検証の中で量が出てきた分はあるにしても、市当局が示したということで、そこがちゃんとわかるようにしないとなんかこう全てこの度の検証作業の中で示されて、言われるように20億が43億に、元々10.2億円が入っていなかったというのが知られていないという、やっぱりそこが本当に大きな誤解を生んでいると思いますので、ちょっと私の会派の分でちょっと足りない言葉と言えはそうだし、当局が示したとか、そういったことをやっぱり付け加える必要があるかなと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 伊藤さん、積算というのは、その必要性があるかないかというのがまず前提がありまして、その上で幾らかかるかというのが積算なんですわ。だから、積算云々ではないんですわ、当時は。文化財の必要性があるかどうか、調査の必要性があるかどうか、あの時点ではわからなかったということなんですよ。それで、わかったとして、じゃあ幾らかかるというのが積算でしてね、それは市当局が示したものを採用しているということなんです。だから、それが何も市当局が示したから云々とかということではなくして、これは我々は受け入れればいいと思いますわ。当然これを予算化されて、今後もされるでしょうし、私はそういうスタンなんですわ。おわかりですよ。はい。どちらにしても当時とは詳細がわからなかったと、だから今回明らかになったということ的前提にして、こういう数字を積み上げたものを我々が受け入れましょうということですよ。

◆伊藤幾子 委員 明らかになって、今後積算出来ますということですか。

◆湯口史章 委員 そうです、そういうことです。

◆房安光 副委員長 そうやって書いてあるじゃないですか。あなた家の案に。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと指名せんときにあまり発言せんようお願いをいたします。言えば、今、伊藤さんのおっしゃったのは、工事費が20億8,000万ということで住民投票をしたと、それで、この10億2,000万という数字、これが、例えばその数字が、市民が誤解しないようにということが一番大きなことだったんだろうというふうに理解をいたします。ここをもう少し議論させてもらいましょうか。新、清和、公明さんはこの記載でよろしいということでございますし、結、上田委員は、これはもう載せなくていいという御意見をいただきました。それから共産党さんの方からはこういう思いとすれば載せなくてもいいと思うけども、前回各会派の意見とりまとめで出していたときには、この10億2,000万ということも記載してございました。その中でやはり思いというのは20億に10億がプラスされてということで、直接的な建物の20億とは直接関係ないものがプラスになった、これが市民の人が大変大きな誤解をしているように思うと、だから取り扱いとして、わかるようなことができないかと。特にこれはさっきおっしゃったけども、市の方が計算しておくことだから、今この委員会報告ですのか、どうなんですかね、市が基本計画を作ったときに出すのがいいのかとタイミングの問題もあるのかと思います。そういうことも含めてなるべく市民が誤解しないようにということが大きなテーマであったと思います。この点についてどのような取計らいをするのがよろしいのか、いい御意見がございましたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 共産党さんの委員長報告の案を正確に読ませていただきますけども、住民投票の際には詳細の積算ができなかった埋蔵文化財調査、土壌汚染対策などに別途10億2,000万円が必要なことがわかりましたに変わるというふうに手元の資料にあります。これをさらに変えられるのか、このままでいいのかちょっとお伺いをしたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 こうやって出したんですけども、結局私のよく言う主語、主語がわからないので、別途10億2,000万円が必要なことが市当局から示されましたとかね、そういうふうにつけるといいのではないかと、

- ◆房安光 副委員長 書けえな。
- ◆伊藤幾子 委員 すいません。
- ◆橋尾泰博 委員長 そういう話でなしに、どういう取り扱いをしたらいいのか。はい、房安委員。
- ◆房安光 副委員長 議会だよりの4ページの一番最後の表の中に、A、B、Cとありまして、これはCの分ですね、その他経費（鳥取市より提供）というふうにちゃんと記されております。ですから、いいと言えればいいような、それはここにきちっと示されていますので、入れるか入れないかだけの問題なんで、鳥取市が示したことはこれによって明らかだと思います。
- ◆橋尾泰博 委員長 それはわかる。だけど、委員長報告の中にどういう取り扱いをして入れるかということは今協議しておるわけ。
- ◆房安光 副委員長 はい。私は入れなくてもいいと思いますし、いや、入れた方がいいと、これは日本設計が書いたんじゃないじゃなくて鳥取市が提供した分だからということなんで、だから鳥取市より提供ということも日本設計の報告書にちゃんと書かれてあるわけですし、日本設計の報告書に、中に鳥取市より提供として書いてあるわけですから、この今問題になっている案2の清和会さんの案が参考意見として示されましたというような、非常に柔らかな表現になっているんで、私はこの清和会さんの案の、訂正された案の表現で十分だと思います。
- ◆橋尾泰博 委員長 今、房安さんがおっしゃったのは課題と言うか、そこの部分ですよ、この10億2,000万の取り扱いということについてはどうなんでしょうか。いや、このままでは伊藤さんの方から市民が誤解をということだったですよ。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 まず、6番のここに書かれている工期が2年半となることが提示されましたと、それでここに続くことを今議論しているわけですよ。それで、例えば何て言うのかな、ごちゃ混ぜになっているんですよ、日本設計の1章、2章の中で向こうが検証されたことと、あと市当局の提供ということで出てきたものがここでちょっとごちゃ混ぜに書かれてるので、私はちょっと線引きをしないとわかりにくいと、だから、ちょっと会派のところでは抜けていましたけども、この10億2,000万ということは市当局から示されたもんだっていうことを書かないと何かわからないよっていうことです。
- ◆桑田達也 委員 はい。
- ◆橋尾泰博 委員長 桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 まず、既に議会だよりの臨時号で43億ということが具体的に示されております。それで、委員長がより市民にわかりやすく表現するにはということでおっしゃられるのであれば、その43億がどのようにして示されたのかということをも市民の皆さんにわかっていたくためには、この10億2,000万その他の費用ということが書かれてなければ、既に議会としてこの議会だよりで市民の皆さんにお示しした内容が委員長報告の中で明らかにすることができないということです。それで、先ほど湯口委員の方からもありましたけども、要するに今回この10億2,000万という問題は、結局住民投票で示されたときに、本来示されるべきこういう課題、問題点があったにも関わらず当時としては知るべくもなかったと言いますかね、ええ。もし、それがわかっておるのであれば当然ながら入れておかないといけない当たり前のことであ

ります。それが、結局詳細がわからなかったということで、結局特別委員会、調整会議等の中で市当局の方から改めて示していただいたものが10億2,000万であると積算として出てきているということでありますから、私はこの文面で非常にわかりやすいし、またこういう表現がなければ私たちが示した43億というこの議会だよりのこの一覧表に対する答えというものが出てこないというふうに思います。

◆上田孝春 委員 すみません、委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 今、桑田委員が住民投票に示すときにこの文化財やあんなのが示されてなかったということを言われたですね。住民投票にかける際に文化財だとか、土壌の関係が示されてなかった、これは、あえて出さまいというかたちで1号案も2号案も建設費のみにいこうという経緯で出していますから、2号案に示すであれば、1号案もそういったことも示さないといけん、そういった検討の中で、だから建設費のみというかたちで住民投票で問うたわけですから、あえて何かこれを隠しておって住民投票かけたようなことは誤解ないようにしていただきたい。だから、2号案を、こっちの耐震改修一部増築を出すのであれば、1号案の新築も出さないといけんという議論の中で、やはり建てもんだけにしようというかたちになってきたんだから、そこを誤解ないように。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 ちょっと論点整理をしていただかなければと思います。伊藤委員は、要するにこの10億2,000万円というのは市当局が示したものであって、20億のものとは別のものだよということをはっきり示していただきたいということでしょう、要するに。それで、それがここの別途必要なことが明らかとなりましたということが、要するにこれは市当局が調査をしたら10億2,000万円が別途という話でしょう。だから、それで主語がないと、主語はここから見ると要するに調査報告書ですから、日本設計から主語に捉えるんじゃないかということで、20億の中にそういうものが含まれているからということでの話でしょう、だからそんなに難しい話じゃないわけで、ですからこの10億2,000万円必要なことが明らかになったのは、市当局から明らかにされたとか、そういうことでそれでいい話でしょう。だからここで口角泡を飛ばしてするような議論では私はないと思うんで、そのあたりは文言擦り合わせで終わる話じゃないですか。

◆伊藤幾子 委員 私のはそうなんですけど、一部だけではないんでしょ、ここで出ているのは。

◆上杉栄一 委員 でいいでしょう、それは。そこは論点整理だけで私はいいいと思いますけれども、別にこだわる話じゃないと思いますよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、今の伊藤委員の方からの提案でございますけれども、そこらの文言っていうことになれば、どの程度で誤解がというような御心配をされているわけですがけれども、当初私が素案として御提案をさせていただいたものについても、住民投票の際には詳細が不明であった埋蔵文化財調査費、土壌汚染対策費などに別途10億2,000万円が必要なことが鳥取市より示されましたというような表現をさせていただいたんでありますけれども、これは全て私が書いた文章はボツということでございますから、私、この委員会でも申し上げましたけれども、

委員長を拝命して素案を出せということで出させてもらいました。それを全てボツということになれば、全て委員長の職務。あるいは私の人格それをすべて否定されるっていうことについては、私も考えるところがあるということは、この委員会の席上でもはっきり申し上げさせていただいております。それで、今ここで御議論いただいているわけですけども、別途 10 億 2,000 万円が必要なことですね、それを鳥取市の方から示されたというような文言ではいかがでしょうか、伊藤委員さん、そのような表現でも御納得いただけるのかということでございます。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私はそれでいいですけども。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 私はそれでいいです、その点については、はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それから上田さんの方からはだめということでございます。言えば合意を図っていく上で、上田さんの御意見も聞いていただいたと思いますし、この点を調整してみたいと思います。ありませんか。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 伊藤委員さんの御理解は了解ということでそれは結構ですけども、今日の議論、特に上田委員さんが主張なさってることは、そう、はい、はいわかりましたということではないように認識しておりますし、ただ、上田委員に意見を言えということじゃなしに、お訴えしたいと思うんですけど、やっぱりこの 40 億の問題、特に、もう既に市報でも、市報じゃなしに議会だよりでも出て市民の皆さんはもう周知の事実でございますし、これ 2 点あると思うんです、まとめかたの 1 つがそれですしね、建築士事務所協会のことは上田委員がおっしゃる理論も強ち間違いじゃないと思いますけれども、やっぱり上田委員がおっしゃったように、あくまでもそういうこともありましたという付けたりのようなこれ記述ですんで、御理解いただけんかなということと、それからもう 1 つ大事なものは、上田委員もおっしゃっていましたが、我々特別委員会執行部に特定な方法をこれにしなさいということを示すことは適当でない、それには 2 つの理由があると思うんで、それには 2 つの理由があると思うんで、1 つはやっぱり議会が決めたことだから仕方がない、しないといけないというふうなことを執行部が持つてもらっては困るということと、それからもう 1 つは、1 つの案を示そうとすれば、示そうとすれば、湯口委員は別として我々の能力ではこうあるべきだ、こうするべきだ、より 20 億 8,000 万に近いかたちでやりなさいということを示す能力がないということです。

例えばそれを変更したり、改善したり、工夫したりすれば 30 億円が、例えば概算で言えば 24 億にも 25 億もなるかもしれません。そういう能力がないので、やっぱり市当局にお任せしてやっていただくという 2 点あると思います。それから一番大事なものは、そういう意味を含めて今後我々が市当局に報告しましたら、これは市がどういう御判断をされるかということとは別として、やっぱり住民投票の経緯や結果というものは尊重されるのは当然のことで、これは自明の理でございますので、これは正論正道であろうと思いますし、そういうことを踏まえながら検討まずされるだろうと思いますよ。そのときに、以前も申し上げた経過がございますけど、この我々の特別委員会じゃなしに、新たな特別委員会がまず市当局との受け皿としてまずわかりませんが、議会としてもお作りになるでしょう、そうすればその中でお互いに議

論しながらやっぱりどういう方法がいいのかという、住民投票の結果を受けた中で、経緯を踏まえてすれば、その中で十分こういう問題もチェックできる問題だと思っていますよ。けれども、示されたことは参考意見であろうがどうであろうがやっぱりきちっと報告だけは市民の皆さんにするっていうのが、やっぱりこの特別委員会の責務でもあらうと思いますので、上田委員さん、とてもこんなことを私が話したって、それはそのとおりだというようなことにならんと思いますけど、そういうことも含めながら、やっぱり妥協していただけることは、この際やっぱりもう市民の皆さんにたった9人の委員がいつもこういう争うような議論をしていますが、これは本当にひんしゅくを買っていますと思いますし、既に、やっぱり議会もそれなりにいろいろと集約して結論出したでというふうなことをこの委員会、本当に不可能かもしれませんが、やっぱり示さなきゃならないという気がもう私はもう強くするんで、これはもう初めも、冒頭申し上げましたように、お訴え申し上げますという言葉をあえてさせていただきましたけど、そういうふうなことで今日結論出んかもしれませんが、私、強くお願い申し上げたいというふうに思います。これは私の心情論ですんで、1つお許しいただいて述べさせていただきました。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。僕は、なぜこの10億2,000万というかたちに数字をこだわるかというのと、やはり日本設計が設計してないということと、日本設計に我々が住民投票にかけた検証案の中で出てきた問題じゃないということと、それとこの33億2,000万と10億2,000万、43億あれば新築できる、こういった文章のつづくりはだめですよ。じゃあ、この43億で新築できるって誰が検証したんですか。誰が検証したんですか、これ。こんな検証してないような数字を、あたかも新築できるんだというかたちで、委員長報告するのはだめですよ、これは。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。1つ、どうしましょうかね、この文言を整理していく中で、これは基本的には清和会さんがお出しをいただいた案を1つの集約を図っていく案の候補としてこうやっているわけですけども、1つちょっと私確認をさせていただきたいことが1点ございまして、これは、湯口さんにお伺いした方がいいんでしょうか、上紙さんにお伺いした方がいいんでしょうか、下から3行目ですけども、調査研究の報告となりますが、議会で決定した選択肢の1つが原案どおりに、この選択肢の1つが原案どおりにというのは、何か含みのあるような、こう流れになっているように思うんですが、これ、これはどういうことなのか、ちょっと私にわかるように聞かせていただけませんか。

◆上紙光春 委員 選択肢は、平づてに2つあったわけですけど、その1つが2号案という意味です、これは、だから表現が適切でなければ、適切な方法に直せばこれは結構だと思います。

◆橋尾泰博 委員長 1号案、2号案ということですね。

◆上紙光春 委員 2号案です。

◆橋尾泰博 委員長 という捉え方ですね。はい、ありがとうございます。それでは、今、議論となっております10億2,000万の考え方、再度上田さんの方から御意見がございました。これが1つ問題点としてございます。それからその流れの中で、なお基本計画時に新第2庁舎の建物ボリュームに係る事項、建物性能に係る事項、基本計画時に調査すべき事項、総額43億4,000

万円あれば同規模のものが新築できるなど検討すべき参考意見として示されました。言えば、こういう時系列の流れになっていく、検証もしてないもんをどうしてこうやって記載をしているのかと、こういう 10 億、43 億というような流れできているので、この点については上田委員としては同意できないという態度を示されております。この点、ここまでの 1、2、3、4、5 行でしょうか、5 行についてどういう方向で、意見集約を図っていくのがいいのか、他の委員の皆さんから御意見をいただきたいと思っております。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** はい。先ほど、ちょっと上田さんの方から強い主張がございました。私、最初にこの休憩に入る前にも上田さんの意見に対して申し上げましたが、この委員会の委員長報告というのはこの日本設計からの報告書を報告するのではないんじゃないですかというふうに私は申し上げました。委員長の報告というのは、この耐震改修について明らかになったことはすべて包み隠さず市民にお知らせすべきだと、ここで、隠蔽するようなそういう数字が出ているのに、あえてここに入れないという、報告に入れないという行為自体が市民を全く裏切る行為だと私は思っております。こうやって報告書にも載り、そして、議会だよりでも全家庭と言いますか、市内中にお配りし、議会としてお知らせしているこの数字があるものをあえて委員長報告の中で削除する、隠蔽する。この意味は、私は全くわかりません。わかるものについて明らかになったものについては出す。それで、先ほど上田さんが新築案については検証されていない、確かに検証されていないでしょう、報告書の中では可能性があるという言葉が出ておりました。私は、このことについては別に上田さんのことを否定するわけではないです、検証はしてないと思っております。ただ、可能性があるという報告書は出ている、このことについてははっきりと私は委員長報告の中では言うべきだと。なぜ、ここで、あえて言わないのかということ自体が、市民の不信を買うと私は思っております。以上です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。島谷委員の意見はお伺いをいたしました。そういう意味で上田さんも言うておられるんじゃないというふうに思いますし、皆さんもそういうふうに理解をされているというふうに思いますけれども、言えばどうやってこう意見集約を図るかということとございますので、島谷委員の御意見は聞かせていただきました。その他ございますか。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** くどいようですけど、日本設計が、さっきも申し上げましたけど、10 月の 29 日のときに来たときに、検証から外れるというふうな、外れるけどという意味合いの中で、それで調査案の検証ということではないというかたちで新築のことを触れているんですよ。こういったことを、それと、さっき申し上げましたけれども、特別委員会として、43 億で新築ができるという検証もしてないのに、そういった事実を検証してないことを特別委員会で報告することはだめですよ、これは。

◆**島谷龍司 委員** はい。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** ですから、先ほどから私、前提としてと言いましたよね。前提として検証はされていないというふうに私はしっかりと申し上げました、上田さんとそれは全然変わりはない。ただ、報告書の中で、その可能性がありますよという報告は出ているというこの事実も上田さ

んは御存じですよ、これまで否定されるわけではないと思いますので。それで、私は、そういう報告があったということは、すべて皆さんにお知らせすべきではないかという私の意見です、それはね。ですから、上田さんのことをその検証されていると私は全く言ってないというのは理解していただいていると思いますけれども、それを私はそうやって報告書である以上は出すべきじゃないのかなという私の意見です。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今、ちょっと議論がこんがらがっているところがありましてね、まず当初、最初の10億2,000万円についてはここに記載する必要がないというのが上田委員のそれこそ論でありますけれども、委員長報告の一番最初に、鳥取市庁舎調査委員会における調査の経過及び結果について御報告いたしますということできくっているんですね。ですから、これは、ただ単にその日本設計の結果報告だけの話ではないわけなんです。それは、さっき市の方からいただいた資料はもちろんそれも報告になるわけですから。ですから、先ほどの論から言いますと、この別途10億2,000万円の新たなその事業費、この経費については、これは情報公開をもちろんしていますし、我々も説明責任がある。

ですから、これは、委員長報告の中に一対として出さないといけんもんなんです、これは。ですから、これをあえて出さないというのは、要するに情報開示、情報公開に照らして、これはそれに背を向ける行為になる話になります。だから、これは、さっき上田委員さんの論からすれば、要するに日本設計からはそういうことは出てないんだと、市から提出されたその資料だということだけでも、委員長報告には日本設計の結果報告じゃないんですよ、調査の経過及び結果についての報告なんです。ですから、それは分けて考え、しっかりそのあたりは判断していただけたらということですし、それから新築論議というのは、これ今一緒になって議論しているんですけど、これは別途で論議してもらいたいと思います。ですから、まず、まずもって、この10億2,000万が必要なことが明らかになったというこの3行の文言を入れるか、入れないかということになれば、これは、委員会報告の最初の文章からするとこれは入れざるを得ない、入れなければならない内容なんです。

◆橋尾泰博 委員長 10億2,000万が必要だということを入れないといけんということだね、はい。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 島谷委員の話もわからんでもないというかな。だから、だから、やはり日本設計は33億2,000万、その耐震改修と一部増築でかかるんだと、そして基本計画、基本設計の時点で検討すべき事項、課題が上げてあるわけですからね、それは、すでに執行部はわかるわけですからね、そういった課題があったというかたちで報告して、あとは執行部がどうするか、こうするか、それを委ねりゃいいじゃないか。あえて、なぜその部分だけを、新築をここで上げないとならんかという、いやいや、うん。一緒になっているからね、だから、33億プラスさっき言ったように10億2,000万、43億新築、こういった流れできているからね、これはだめだということを行っているんですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上田さんのおっしゃることはちょっと理解しがたいと言いますか、私は、そ

の新築だけを取り上げて言っているわけではなくて、上田さんがその最初に43億4,000万円というその新築というのは検討されてないということを言われたんで、それは言ったんですけども、私が言ったのは、そのなおの以降の中でさまざまな課題があると、その中にその建物性能とか、いろいろな課題があるとありましたよね。それで、その中の1つとして、総金額を考えたら新築することもできる可能性があるということも出ていますよねということで、それも入れたらどうですかという、私は、それだけを取って入れなさいじゃないですよ。はい。

◆**橋尾泰博 委員長** ありがとうございます。島谷委員のずっと同じ論調の御意見でございます。それで、ちょっと議事を整理させていただきたいと思えますけれども、日本設計さんの第2章の末尾ですよ、その中に今後の課題としてということで、基本計画時に検討すべき事項、新第2庁舎の建物ボリュームに係る事項、建物性能に係る事項、それから基本計画時に調査すべき事項、言えばボリューム的には2ページに渡る大変多くの課題の指摘でございました。その中で、その他の項にもう一度、一番最初に申し上げました基本計画時に検討すべき事項という中に、新築案構想というものも出てきたということです。それで、この件につきましては、この特別委員会でも大変多くの御意見をいただきました。その中で、最終の報告書にその新築案を記載するかどうかについては決を取らせていただいて、私の記憶では5対3で報告書に記載をするということで決定をいたしました。先ほど、島谷委員が検証して出てきたものはすべて出すという方向で向かっていけばいいのではないかと、それはもう当然そうだと思いますが、そうであるならば1章、2章の検証の報告書をそのまますべて渡せばいいわけで、要は、委員長報告の中に検証した1章、2章のポイントをどう完結にまとめて報告をするかということでございまして、島谷委員の御意見もわかりますけれども、上田委員のように、10億、43億新築というこういう時系列の流れで、そういう流れで、この新築案というものを委員長報告に入れるのは合意ができないと、そういう趣旨のお話であろうというふうに理解をいたしました。

ですから、ここについては、どういう文言を入れるか入れないか、言えばこの清和会さんのこの原稿も、一番最初に指摘をされておった基本計画時に検討すべき事項、ここを割愛をされて、2番目の新第2庁舎の建物ボリュームということで入られて、言えばこれは、同規模のものが新築できるということも報告書の中に記載をした方がいいという思いで、こういう案として出てきているんだろうなというふうに私なりに理解はさせていただいたんですが、そこをもう少し議論を深めたいというふうに思います。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** この特別委員会のまとめの中で、今までずっと議論してきたでしょう。住民投票にかけた原案のままでは、条件ではなかなか日本設計としては、実現が難しいというかたち、我々としても住民投票にかけた結果を尊重してできるだけ、それに近いものでしていこうというかたちで議論してきたものが、それで、そういった報告にまとめようという1つの皆の意思できたでしょう。そこにはやはり住民投票の結果を尊重して、住民投票にかけた原案にできるだけ近いものでしていこうというふうにまとめてきて、ここまできながら、最後になってから新築っていう話をこの特別委員会を出すことは、今までやってきた、このできるだけ近いものという、それに反する行為だというふうに私は思いますよ。こういったことをするんであれば、ここまで新築云々まで書くということは、私は市民に対してそれなりの責任がありま

すよ。責任を取っていかないといけんというふうに思いますよ。今までやってきたものを引繰り返して新築という1つの言葉を出すこと自体は、市民に対する裏切りになりますよ。それだったら議会責任取らないといけませんよ。そこまで発展しますよ。

◆橋尾泰博 委員長 あれです、上田委員がおっしゃる思いもよく理解をいたしますし、言えば、1章、2章全部執行部にお出ししますが、当然それには新築案も記載をしてあると、課題の多くのうちの1つとして。だから当然、その分。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 ものの考え方として、43億をかけたということの変更案だとすれば、新築の可能性もありますよというのが専門家の参考意見だということですよ。だから、するとかしないとかということにこだわられるんだけど、むしろ、変更案そのものが非常に休憩前にも言いましたけども、非常に高い耐震改修案プラス一部増築だったということですよ、工法も含めて。これだけのお金をかけると、同規模のものが新しく出来てしまいますよという専門家の参考意見だというふうに私は思っているんですけどね。単純に考えても5,900平方メートル、3,700平方メートル、9,600平方メートルですよ。約3,000坪、3,000坪ですよ、3,000坪ありませんけども。3,000坪に120万かけたって36億ですよ、単純に。あとヒ素の問題、あるいは5,900平方メートルの解体の問題、ああいうものを足しましてみても、43億前後くらいのお金になりそうだなというのが、日本設計が感じた参考意見だということですよ。だから、何も新築という言葉に、私はそんなに敏感になられる必要がないんだと思うんですよ。だから耐震改修案そのものが非常にコストのかかる案でしたよと、実はこれだけかけるんだったら新築すらも可能なほどの耐震改修案だったということですよ。

だから、民意の方向で何かを考えるということであれば、次の段階では、やっぱりお金のかからない方法を考えなきゃいけないということなんですよ。それは今後、執行部の段階で議論すればいいと私は思っていますが、だから、その10億も明らかになったものも市が提供したから認めないような議論は、私はちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。やはりこうそういった参考意見も踏まえてきちっと報告する中で、最終的にああいう執行部がどう検討されて、どういうかたちで議会サイドに提案をされたりしてこられるか知りませんが、最後はそういうことだと私は思いますが、だから、あまりその部分に敏感に何かお考えになられるのが、私はちょっと理解に苦しむんですよ。むしろ、警鐘を鳴らしていると思えばいいんですよ。43億もかけるような耐震改修案ではだめですよと、新築も建つようなんじゃない、ということですよ。本当でかかってしまったら新築の方がいいに決まっているんですから、というふうに私は理解しているんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上田委員、何か先ほどからずっと聞いていると、新築を、うん、今、湯口さんが言われたように、私の話をしっかりと聞いていただければわかると思うんですけども、一度も新築すべきだということも言っていないし、私はあくまで報告書の中にそういう可能性があるんで、いろいろな課題の中の1つとしてそういうのを入れてはどうですかということを行っているわけで、それを結果として新築しましょうなんてことは全く言っておりません。ですから、あくまでこの表現の、委員長報告の中に、1つの課題の中でずっと課題があった中

でさっき湯口さんが言われたように、かなり高コストな改修になるんでという話でこの課題が出ていると思うんです。ですからそれは1つ入れなきゃいけないんじゃないかということだけです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 さっきも何回も申し上げましたが、日本設計が新築の問題を本当に真剣に議論して、この報告書に上げていないんですよ。上げていないってこの前、ちゃんと10月の29日の日に話をしているわけですからね。そのような問題を、あえて報告書の中で執行部に渡してあげてほしいでしょう。この委員会ですら、日本設計もそこまで十分検証していないものを、あえて報告書に載っているからって、この特別委員会で載せる必要はないということです。ですから、報告書を見て、報告書を見て、基本計画や基本設計のときに執行部がその中にある参考意見を検証して、どういうふうに判断するか、執行部に任せたいんですよ。それだけのことでいいですよ。

◆島谷龍司 委員 あんまり議論をしたくはないんですけど、ちょっと一言だけ。

◆橋尾泰博 委員長 同じ議論は止めよう。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上田さん、検証されていないから、その報告をしなくてもいいという話ではないと思うんです。検証した中で、いろんな課題が見えてきたよという中の1つだということをおっしゃっているんです。だから、ボリュームのことについてもそうですし、バリアフリー化ができていないから広くしなきゃいけないとか、そういう検証もしていないんですよ。ただ、そういう課題はあるんだよという、うん。だから、そういう課題の中の1つだということではないですかと、私は、私の意見をそうやって言わせてもらっているわけです、はい。

◆橋尾泰博 委員長 言えば、ちょっと議事整理しますけれども、書いてあるのは小さくくりの課題が書いてあるわけですね。だから、上田委員もおっしゃるように、基本計画時に検討すべき課題だとか、基本計画時に調査すべき事項だとか、もう大変ボリュームたくさんに書いてあるから、その項目だけでいいんじゃないかということで、その中の新築案を引っ張り出してしなくてもいいんじゃないかと、当然執行部の方にはその意思は伝わりますから、報告書の中に記載してあるからということの御意見であります。上田さんの御意見も理があると思いますし、島谷委員がおっしゃる意見も理があると思います。ですから、今皆さんの御意見を聞かせていただいて調整を図っておるところでございますので、水掛け論みたいな議論でなしに、意見集約を図っていく上での議論にしていきたいというふうに思います。

私も申し上げたい気持ちはございますが、もう少し皆さんの御議論を聞かせていただいて、意見集約をしてまいりたいというふうに思います。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私はそんなにこれ以上議論をしても前に進まないのではないかな、平行線は平行線だろうと思いますけども、ここ、清和会さんの方が出されたこの案2のところについては、確かに上田委員のお気持ちもわかりますが、同規模のものが新築できるなどと、今後の検討課題、基本計画時における検討課題というものを1つの例示として出しているということで、私は理解をしていただければいいのではないかなというふうに思います。それで、先ほど、情報提供ということもありましたけども、今6、7のところずっと議論が平行線なんですけども、

これから8とか、9とかを議論していく中に当たって、例えば、結さんも今後はこの調査結果を広く周知するための説明会を開催とか、一層の説明責任を果たさないといけないとか、また調査整備は喫緊の課題だし、今後も調査研究を続ける必要がある。そういう今後の調査研究を次の特別委員会なり、立ち上がって、いうことになった場合に、やはり委員長報告の中で明らかにしておかなくてはならない項目として、1つの例示としてこの新築も同規模の、同規模程度の新築もあり得るんだということだと思いますから、私たちが何もこの新築を検証しろといったという話ありませんし、特別委員会の中でそれが議論されたということもありませんが、ただ、調査報告の中に忠実にこれを市民の皆さんにわかっていただくためには、入れておいて差し支えないものだというふうに私は思っておりますので、これでよろしいんじゃないかというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 どうも、合意は難しいんじゃないかと思うんですが、だから、やっぱりここまで議論する必要があるかどうか、疑問を感じるころですけども、再度、持ち返ってやっぱりどう合意になるのかというようなことを再度我々も、あるいは上田さんがおいでで結さんもやっぱり検討いただいて、やっぱり歩み寄るというふうなことを再度、それでもいけなかったら、委員長も次のステップをお考えでしょうし、そういうことで委員長さん、これを今このここを続けましてもどうも平行線で、今6時になろうとしておりますけど、7時、8時になってもこれ結論出ないんじゃないでしょうか。悪いですけども、時間もないしするけども、再度、やっぱり再度ね、不毛な議論みたいな感じもしますけども、そうしないと今日はもう結論が出ないと思いますよ、委員長さん。私はそういう気がしますんで委員長さん判断をお願いいたしますわ。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、桑田委員の方から、それから上紙委員の方から今日、時間かけてもこう今この案2ところには3つのテーマが入っております、それをまとめるというのは難しいんじゃないかと、それから桑田委員の方から8番市民に対する説明責任、それから9番の今後のあり方について、この8番、9番については、委員の皆さんがこの議会で特別委員会の報告書をまとめていこうという思いの中で、だいたい同じような思いであります。ただ、この6番、7番のところはまとまらないようでは、この8番、9番はまたこれもこの方向ではいかないということになります。ただ、皆さんの思いとしては、委員会として6番、7番をきちんと詰めることが、8番、9番に行くんであろうと思いますし、それで、上紙委員の方から、今日はなかなか結論に至らんだろうということでございます。いずれにしても、お互い理のあることの議論でありますから、もう少しお互いよく考えていただいて、譲れるところは譲れるというようなことも考えていただいて、どうすればこの特別委員会の9名が一本化できるのか、この点のご努力をお願いをしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。どうしたらいいですか。意思を表明していただきたいと思います。はい。そうかな。いつまでも議論が平行線でたどっております、島谷委員の方は新築案なんか載せる、報告書に書いてあるから載せるべきだというふうにおっしゃるし、桑田委員もそういうふうにおっしゃいました。それから上田さんの方は検証してないことを載せなくてもいいんじゃないかと。特にこの10

億、43億新築というこう時系列の中でこのような報告書の取りまとめというのは理解できない、納得できない、合意できないと意思をはっきり示されております。この距離が縮まってまいりません。

そういうことも含めて今日ここまでいろんな委員の皆さんの御意見をいただきましたけれども、これ以上の今日の進展はないだろうということで、上紙委員の方からもう一度よく考えて合意できる方法を、もう一度皆で考えてこようという御提案でございました。それを、今皆さんにお取り計らいをしておるところでございます。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 私の意見というか、案2ということで私はそれを土台にして話をさせていただいています。ですから、この案2の提案会派である清和会さんの思いというのをまず聞かせていただいて、それから会派持ち帰り、私は会派に持ち帰りをさせていただきたいなど、私個人としては。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。今、島谷委員の方からこの案に、清和会さんから出していただいた案のたたき台、これを基本に今、皆で議論しようということでございますので、もう一度清和会さんの思いを聞かせていただいて、それを持ち帰って議論、打開策を求めていこうということでございますので。

◆**上紙光春 委員** はい。

◆**橋尾泰博 委員長** よろしく申し上げます。

◆**上紙光春 委員** 島谷委員さんのおっしゃることもわからんじゃないですけども、今、清和会のということになりますと、私個人や湯口個人のことしかまとめられんと思うんですが。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。

◆**上紙光春 委員** それで、我々が責任持って我が会派にこうしたからというふうに説明する自信があればできますけど、それはちょっとお許しいただきたいと思えますわ。それで、私が申し上げとるのは平行線です。どちらもね、理があるって委員長がおっしゃったとおりでと思うんですよ。けどね、もう一度というのは、もう一度されても、2度されても結論は同じことかもしれませんよ。だけでも、先ほどの休憩とは別にして、今度はお互いに、ほんとに誠意を持ってもう一度会派持ち帰りすると。それでもだめなら委員長が新しい手法を用いられるでしょう。そういうことを申し上げとるんでして、だから、島谷委員さんちょっと今2人でどうするかということ表明せえという話はちょっと無理な話でございます。それはちょっとお許しをいただきたいと思えます。そういう意味で申し上げとるんで。以上です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、房安委員。

◆**房安光 副委員長** 新築案というのが検証されてないという上田委員の意見でしたけども、湯口委員が先ほど言われましたので、再度その点を確認したいんですが、このしめの②に示された本庁舎5,850平方メートル、新第2庁舎4,430平方メートル、これ足しますと10,280平方メートルになるんです。それで例えば平米単価40万ですと、これ41億程になりますね、単純な計算で、先ほど湯口委員が言われましたけども。それで、そうすると、平米単価40万というのは坪単価で132万ですか、それだけかけても、要するに新築は可能なんだよという、これ客観的な数字でして、そんなもん検証するも何も全然ありゃせん、やっぱり建っちゃうなど、ただ単

純な計算でそうなるんですよというふうに考えましたので申し上げました。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員、はい。

◆上紙光春 委員 この議論、止めて持ち帰りましょうと言っているですよ、私は。それをお続けになるのなら、持ち帰る必要はないと思いますよ。これから皆さんの合意で何時になってもやろうということでしたらね。そうじゃない、やっぱりお互いにさっきの休憩とはまた違って、先ほどもしつこいような精神論を申し上げましたけども、誠意を持って持ち帰ると、どこか歩み寄れる余地がないのかということ、ほんとに真剣に考えましょうという意味で申し上げるんでして、議論は副委員長さん、この辺でいかがですかね、ちょっとストップをさせていただいて。私の意見はだめですか。

◆房安光 副委員長 念のために申し上げたんです。結構です。

◆上紙光春 委員 いやいや、いや。

◆橋尾泰博 委員長 ということでございまして、今日の取りまとめということには報告書のですね、至らないということでございますので、今日は5番までが決まったということでございすね。それで次回。

◆島谷龍司 委員 6、7です。6、7の上までかな。

◆房安光 副委員長 協議3までだ。

◆島谷龍司 委員 6、7、もうあっちのが出てくる。

◆橋尾泰博 委員長 うん。

◆島谷龍司 委員 協議って書いてある前、前の方、そこまできました。

◆房安光 副委員長 協議3の上までだ。

◆島谷龍司 委員 上まで来ました。

◆橋尾泰博 委員長 うん、うん、うん。だから協議3の案2を基本としてやっております。それと、今日の議題として陳情書ですね、これも今日のレジュメの方に陳情審査ということで平成24年陳情第13号鳥取市庁舎整備についての陳情というのが提出をされております。言えば、特別委員会としましては、この報告書の取りまとめの一定の方向性が出た折に審議をしたらというふうに考えておりましたけれども、この取りまとめが時間を要しておりますので、今日レジュメに書いてございますけれども、この鳥取市庁舎整備についての陳情、これを議題として上げさせていただいて、これを協議してまいりたいというふうに思います。皆さんのお手元にいっておりますでしょうか。はい。

(「協議するってか」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 うん。

(「これから」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 結論が出るか出ないか。

◆房安光 副委員長 協議をしたことにしないと。

◆橋尾泰博 委員長 しないと、特別委員会に付託を受けておりますので、この内容については皆さまお目通しをいただいておりますというふうに思いますので、御意見をいただきたいというふうに思います。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤議員。

◆伊藤幾子 委員 委員長報告がまとまってない中で、この陳情趣旨のことは議論はできないと思います。それと、あとこの中身ですが、この中身についてほんとにこの庁舎特別委員会がしないといけないことなんでしょうか。私はここの委員会では本当に扱えないことだなというのが読んでの意見です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。伊藤委員のお考えは承りましたけれども、これは議長が陳情書を受け取られて我々特別委員会に付託をされということでございますので、付託を受けた以上は特別委員会での審議が求められるということで、ただいま御提案をしております。その他の委員の皆さんでお願いをいたします。

◆上田孝春 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 上田委員、はい。

◆上田孝春 委員 はい。非常に提出者には申しわけないけれども、住民投票が無効であったことを宣言する云々というようなこういったことは、我々と、私としては了解するわけにはいかないから不採択です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。上田委員の御意見はお伺いいたしました。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 この陳情については、今正にこの特別委員会が最終段階で、委員会、委員長報告というかたちの中でこれが出されたということについて、大変私も実は戸惑っております。これは1番2番それぞれの陳情項目があるわけですが、住民投票が無効であったことを宣言し、市民に謝罪し、市民が納得する責任を取る。具体的にはどういうことがそれぞれ我々議会の責任なのかということでもあります。そのことを非常に今考える中で、我々の責任というのはまず今この正にこの委員会で住民投票の結果を受けたそれぞれの2号案について検証をして、それで、それが実現が非常に難しいという状況の中で新たな代替案を作っておる。1つの方法としては、これが市民の住民投票の結果を受けたかたちでの、我々の委員会のそれぞれ責任であるのかなというふうには思っておりますし、それから2番目については、合理的な案をまとめることについては、これは議会の問題では、伊藤委員がさっきおっしゃったんですけども、これはそういう話では私はないというふうに思っております。それで、今まだこの委員長報告等々でまだ具体的な方向が出ていない中で、これについて結論を出すということは、まだ尚早なのかなという思いはあります。そういう気持はあります。じゃいつまでっていう話もありますけれども、まずこのまずもって、この委員会報告、委員長報告についてこれを決着したそれ以降の話なのかなっていう、そういうふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。その他の委員の皆さんの御意見を聞かせていただきたいと思います。どなたからでも結構です。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。それぞれおっしゃられたことの通りなのかなと思いますが、結さんの方から本日不採択ということが出ましたけども、私はもう少し陳情趣旨の中身について内容について、意見をこの特別委員会で交わすこともやはり陳情者に対しての礼儀だろうというふうに思いますので、もうしばらく文言を整理をしながら、この議論をさせていただければと思います。

ます。本日この結論を出すということについては、私はまだっていうか、公明党は採択、不採択の結論は本日ちょっと出しようがないというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい。あと、今、どうですか、上紙委員さん。

◆上紙光春 委員 私もそのとおりです。今、桑田委員、上杉委員がおっしゃった同主旨です。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それぞれ御意見を聞かしていただきましたけれども、この陳情については我々特別委員会の最終報告の取りまとめ、それによって一定の方向が出てくるでしょうし、それを受けてこの陳情書もその後に審査を再度進めるということではよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それではそのように取り計らいをさせていただきたいというふうに思います。それと次は次回の特別委員会の日程でございますけれども。明日、明後日が土日でお休みになってまいりますし、18日の3時からが議会運営委員会がございます。それで、明日、明後日が常任委員会ということで、明日が総務企画委員会、建設。明後日ね、月曜日ね。総務企画、建設水道という2つの常任委員会が開催をされます。言えば、その委員会が何時に終了するか、我々の方では判断できんわけですけども、いずれにしても、もう残された時間がございませんので、何とか17日の月曜日、この日に特別委員会を招集をさせていただきたいというふうに、いただきたいというか、この日しか取れないという状況でございますので。

(「だけど、ちゃんと相談しないとイケないからね」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 ですから、言えば何時開会ということははっきり申し上げることはできませんけれども、いずれにしても17日1時からということにしておいて、あとは常任委員会を終了し、ずれてくれば当然、我々特別委員会も開会がずれてくるということになってくるんだろうと思いますけども、1時に待機しておいていただきたいと、すぐ開けるようにという変則的なことになろうかと思えますけれども、それでよろしゅうございますか。

◆上杉栄一 委員 総務と。

◆橋尾泰博 委員長 総務と建水ですね。

◆上杉栄一 委員 今は3人、だいたい。

◆橋尾泰博 委員長 3人ですか。はい。

◆島谷龍司 委員 月、火、両方できるようにしとけばいいんじゃないですか。月曜ができなかったら、対応しないといけんし。

◆上田孝春 委員 18かな。早い話がいいよ。

◆島谷龍司 委員 議運を兼ねてもらおうという話。

◆橋尾泰博 委員長 そういう話もね、していかないとイケんのかなと思う。17日でまとまれば。

◆島谷龍司 委員 まとまらなかつたら18日。

◆上杉栄一 委員 ちょっと意見だけ言わせてな。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 2月定例は会期延長までしたような状況があつて会期延長までしてっていう

ようなことはもちろんしたくはないわけですが、これ持ち帰って各会派でということですが、これは委員長が言うべき話なのかなと。やはり譲るべきところはそれぞれ譲り合う中で方向性を出していかなければならないというふうに思っております。ですから、17日にまた1からの議論という話には私にならないように、それぞれの会派でしっかり揉んでいただいて、今言うのは、会派間での調整の話だと私は思っていますので、その辺りをお互いにやはり方向性を出していかなければいけないということですので、それぞれの思いは思いとして、会派の思いは思いとしてなんとか上手に着地点を見つけるような、そんな努力をそれぞれの会派の会長さんなり、幹事長さんなりがしていただければというふうに思っております。非常に老婆心ながら、そういうふうに、そうしないとこれはなかなかまとまらんというふうに思っておりますので、あえて申し上げました。

◆橋尾泰博 委員長 ということでは17日は各委員さんとも1時には役所に待機をしていただいて、常任委員会の流れを見て、その時点で招集をさせていただくというかたちをとらせていただきたいというふうに思います。よろしいですか。はい。それでは今日の市庁舎特別委員会はこれを持って閉会をいたします。お疲れ様でございました。

午後6時05分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博